

大学・研究機関における 安全保障貿易管理に関する事例集 [機微度調査編]

令和6年11月

経済産業省
安全保障貿易管理課

機微度調査とは

- 各大学や研究機関（以下、「大学等」）が取扱う技術および貨物（以下、「技術等」）を適切に管理するために、**外為法の規制対象となる技術等はどのようなものがあるのか、そのような技術等はどの研究室や部署等で扱われているのかをあらかじめ把握することが推奨**されます。
- また、学内の輸出管理体制を整備するにあたり、**大学等が扱う技術等がリスト規制対象か否かにより、外国為替及び外国貿易法（以下外為法）（輸出者等遵守基準）で義務とされる対応事項も異なります**。法令に沿った体制整備を行って頂く観点からも、保有する技術等のリスト規制への適否を確認することが推奨されます。
- 上記取組を行う上では、研究室ホームページや学内データベース等の確認のほか、各教員や研究職員への調査票の送付による確認も有益な方法の一つです。本事例集では当該調査を「**機微度調査**」と称します。
- 「何を管理しなければならないか」、「どれが規制の対象となる技術なのか」など**学内で保有している技術等の概要を把握することは、該非判定や許可取得に費やす時間や労力、法令違反に問われるリスクを低減**することに繋がります。
- 規模の小さな大学においては、調査を通じてリスト規制技術等の保有状況を予め把握することで、効率的な管理を行うことも可能です。また、大規模大学において、調査結果を日々の輸出管理に活用している例もあります。
- 教員等の研究内容の更新や研究の深化により、リスト規制技術に到達する場合もあるため、**調査を行う場合は毎年実施する事が有効**です。
- **調査自体は義務ではありません**が、外為法に基づく輸出管理を効果的・効率的に行う上で推奨される取組として、調査の負担と日々の管理の効率化によるメリット等を勘案し、導入について検討してください。

本事例集の位置づけと構成

- 本事例集は、大学等が機微度調査の導入や運用改善を検討する際のヒントとなるよう、同調査を定期的に行っている大学の具体的な取組内容を紹介するものです。
- 機微度調査の実施方法に正解はありません。本事例集を参考にしつつ、各大学等の事情をふまえた適切な方法で調査を実施してください。

本資料の構成

第1章	機微度調査の主な手法	機微度調査の一般的な考え方と主な手法を紹介します。 <ul style="list-style-type: none">• 機微度調査の実施目的• 機微度調査の手法（複数パターンの提示）• 機微度調査の調査項目
第2章	事例集	大学ごとの具体的な取組内容を紹介します。

第1章 機微度調査の主な手法

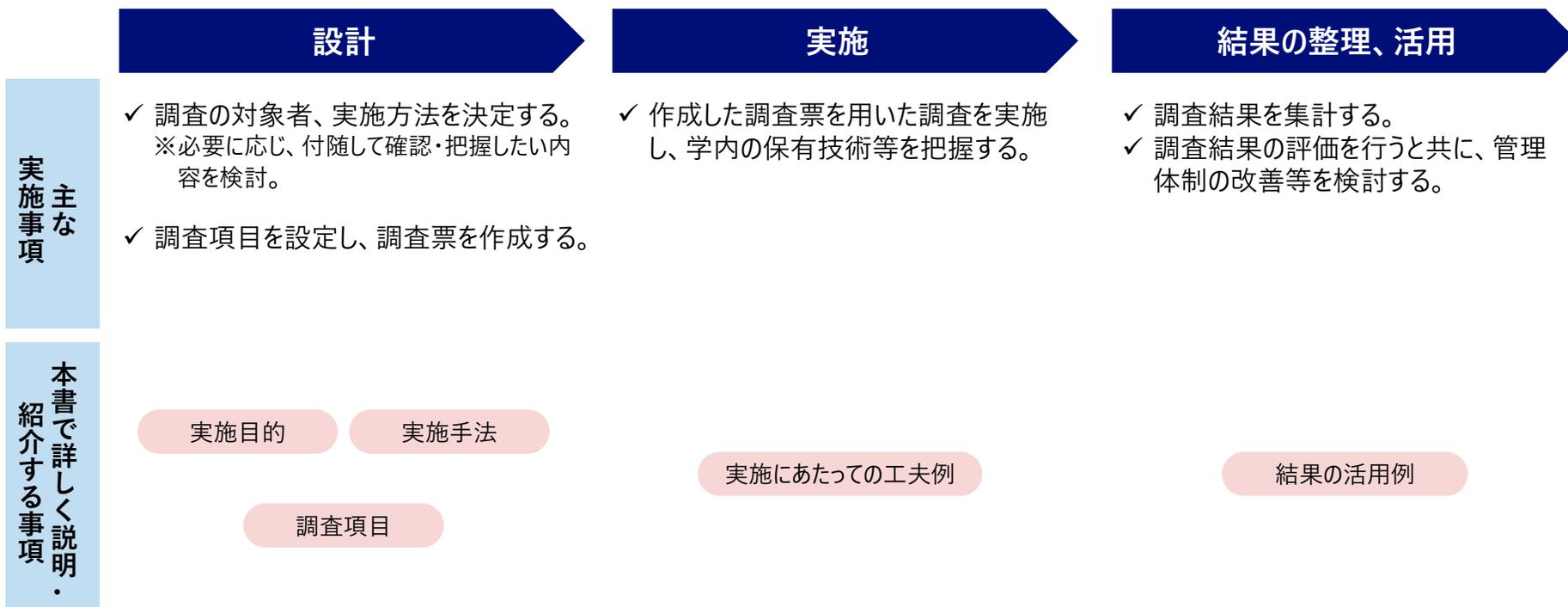
第1章 機微度調査の主な手法

調査のフロー

第1章における紹介内容は、本内容に沿った機微度調査の実施を求める趣旨ではなく、**実施手順の代表的なパターンを一例として紹介するものです。**
大学等の規模や管理体制、学内事情等に応じた実施方法を検討してください。

- 第1章では、機微度調査の実施フローのうち、実施目的、実施手法、調査項目のパターンを紹介します。
- 具体的な事例は第2章で紹介します。

機微度調査のフロー



第1章 機微度調査の主な手法

機微度調査の目的

- 機微度調査の実施目的は、「**外為法の規制対象となる技術等の学内の保有状況を把握する**」ことです。
- 上記に加えて、以下2つを付随的な目的に設定している大学もあります。
 - ① 学内管理の効率化や実効性の改善
 - ② 周知（教員の理解促進等）

機微度調査の実施目的（例）

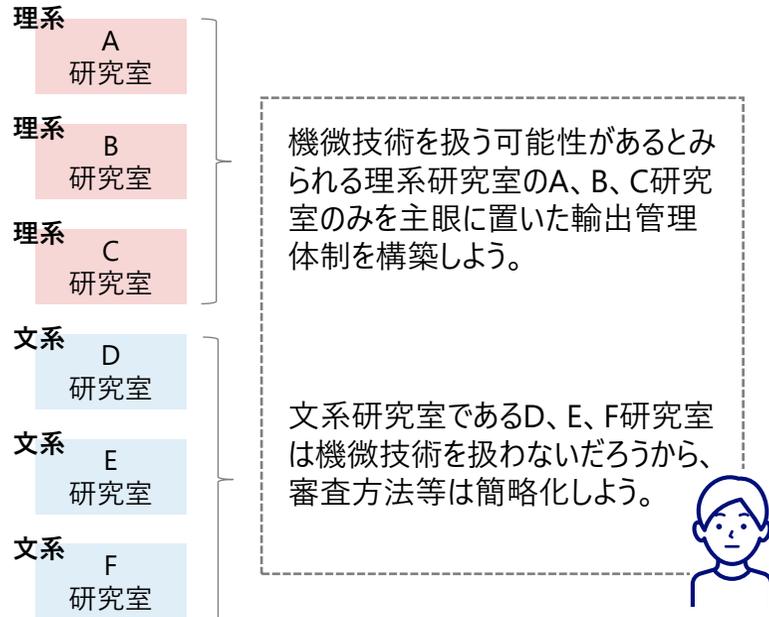
	実施目的	取組例
主目的	外為法の規制対象となる技術等の学内保有状況を把握する	<ul style="list-style-type: none"> • 学内の研究室等を対象に網羅的な調査を実施し、外為法の規制対象となる技術等の所在を把握する。
付随的な目的	① 学内管理の効率化や実効性の改善	<ul style="list-style-type: none"> • 該非判定に準ずる確認作業を事前に実施し、学内の研究室のリスク度を決定することで、留学生等の入口管理の効率化（リスク度が高い研究室への受入れはより慎重に確認する）等の濃淡管理に活用する。 • リスク度の高い技術を扱う研究室や、教員の理解度が低い研究室を明らかにし、監査対象の研究室を抽出する上での参考情報とする。
	② 周知（教員の理解促進等）	<ul style="list-style-type: none"> • 全教員に調査を実施することで、教員の輸出管理に係る意識向上を図る。 • 得られた回答内容の確認を通じて教員の理解度を把握し、理解度が低い研究室を中心に研修等を実施することを検討する。 • 実地調査を行うことで、顔が見えるコミュニケーションの場を構築し、教員が輸出管理担当に相談しやすい空気を醸成する。

第1章 機微度調査の主な手法

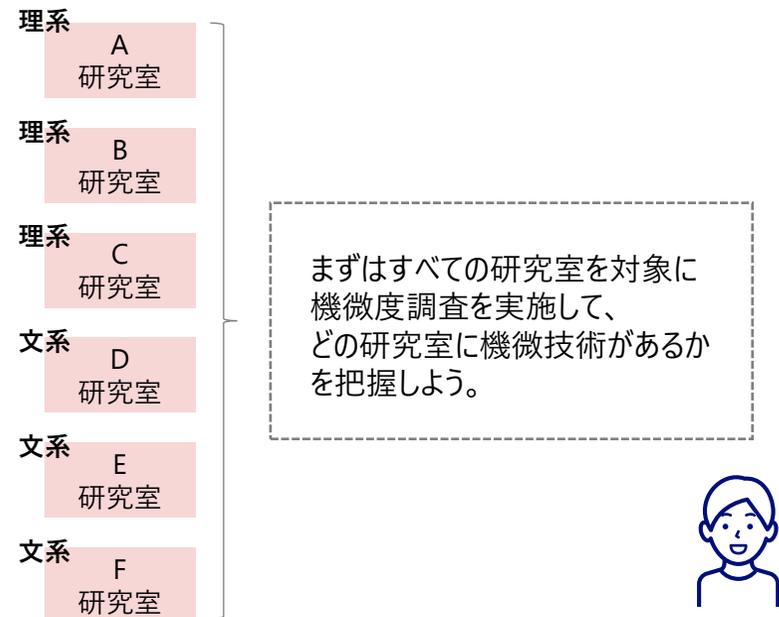
機微度調査の目的（参考）

- 大学の輸出管理体制の構築にあたって、外為法の規制対象となる技術等の有無を主観的に判断し、一部の学部を管理対象から除外する等の対応を行っていないでしょうか。
- このような主観的な判断は、管理対象とすべき研究室等（文理問わず）の抜け漏れを発生させる危険性があります。
- 機微度調査を通じて、学内における機微技術等の所在を網羅的かつ正確に把握することで、重点的に管理を行うべき研究室等を特定することができます。

主観的な判断に基づく管理体制（例）



客観的な判断（機微度調査）に基づく管理体制（例）



第1章 機微度調査の主な手法

機微度調査の主な実施手法

- 本事例集で取り上げた大学では、個々の事情に応じて、以下の4項目に示す選択肢を組み合わせて機微度調査を実施しています。
- より網羅的な調査のために、各項目の複数の選択肢を採用することも有効です。

機微度調査の主な実施手法

項目	選択肢	取組例
調査対象	全学の教員・研究室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文理問わず、全教員に対して網羅的に調査を実施する。 ・ 理系研究室のうち、新設された研究室や研究内容に更新があった研究室等の教員を対象とする。 ・ 前年度の同調査で該当者であった教員を対象とする。
	一部（理系等）の教員・研究室	
	その他	
調査項目	次ページ参考	
実施方法	プロアクティブ型：一斉調査タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・ メールや学内システムを通じて、対象者に調査票等を送付し、回答を集計する。 ・ 対象となる研究室のHP等で研究内容を調査し、本部でデータベース化する。 ・ 事前確認シート等の提出があった者を本部でデータベース化する。
	プロアクティブ型：本部主体調査タイプ	
	リアクティブ型	
追加確認	実地調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 回答に不備がある場合等、必要に応じて該当者等と対面で面談を実施する。 ・ 内容に前年度からの更新がある場合等、該当者の研究内容をHP等で追加調査する。
	デスク調査	

第1章 機微度調査の主な手法

機微度調査の調査項目

■ 具体的な調査項目としては、例えば、

- ① リスト規制貨物・技術を扱っているか
- ② 「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」及び「通常兵器の開発・製造若しくは使用に用いられるおそれの強い貨物例」（輸出注意事項24第24号）に掲載されている貨物またはこの貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術を保有しているか
- ③ 外国ユーザーリスト掲載機関から留学生・研究生を受入れているか

等が考えられます。

■ 実施目的に応じて、監査や、みなし輸出の運用明確化に係る特定類型該当性の調査等の項目を加えることも一案です。

調査項目（例）

項目	具体例
回答者の研究内容	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 研究内容の概要 ✓ 研究室のホームページのURL 等
リスト規制技術等の保有状況	<ul style="list-style-type: none"> ✓ （リスト規制対象品目等を別紙に示し）対象となる貨物の保有や技術の研究等の有無
海外の機関との関わり	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 海外の機関との共同研究の実施、助成金の受領、研究者等の受入れの有無 等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 特定類型該当者の有無 ✓ 事前確認シートの提出件数 等

第1章 機微度調査の主な手法

調査票の構成例

- 学内へのメール配信等で一斉調査を実施する場合の調査票の構成例を紹介します。
- なお、調査票の冒頭に、以下のように調査の趣旨・背景を説明している例もあります。
 - ✓ 「本調査は、学内規程第X条に基づき行うものである」
 - ✓ 「本調査は、研究室等の保有技術を把握することで、学内における輸出管理の実効性を上げることを目的としている」

調査票構成（例）	必須/任意	設問（例）
<div style="background-color: #f8d7da; padding: 10px; text-align: center;"> 教員/研究室等の 研究内容 </div>	必須	<p>どのような研究を実施しているのか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「研究室の専門分野や、主な研究内容の概要を記入してください」 ✓ 「研究室のHPがあれば、URLを記入してください」
<div style="background-color: #f8d7da; padding: 10px; text-align: center;"> 保有状況の確認 </div>	必須	<p>外為法の規制対象となる技術等を保有しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「別紙に示す規制対象品目の装置、機材、試料等の設計、製造技術の研究・開発をしていますか」 ✓ 「該当する場合は、その項番を記入してください」
<div style="background-color: #d1ecf1; padding: 10px; text-align: center;"> その他 (実態・実績について) </div>	任意	<p>付随的な調査目的に紐づく追加質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「安全保障輸出管理に関するe-learningを受講したことがありますか」 ✓ 「留学生や外国人研究者を受入れたことがありますか」 ✓ 「研究室に、特定類型に該当する大学院生や研究者等がいますか」 ✓ 「研究室で、海外の機関との共同研究を現在実施していますか」

次ページ参考

第1章 機微度調査の主な手法

保有状況の確認例

- 規制対象技術等の保有状況の確認には、別紙で規制対象品目を提示し、詳細は経済産業省の該当URLを示すことで回答者の理解を補助することができます。

設問（例）

設問

別紙に記載の輸出管理規制対象品目の装置、機材、試料等の設計、製造技術の研究・開発をしていますか？

設計、製造技術の研究・開発をしていれば、その項番を記入してください。

※詳細を確認したい場合は、経済産業省貨物・技術のマトリックス表（URL）をご確認ください。

第1章 機微度調査の主な手法

保有状況の確認例

別紙(例) リスト規制品目の一覧

1項 武器	(17)	軍用人工衛星	(16)	振動試験装置等	(34)	ソレノイドコイル形超電導電磁石	
(1) 銃砲・銃砲弾等	2項 原子力(NSG)		(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	(35)	真空ポンプ	
(2) 爆発物・発射装置等	(1)	核燃料物質・核原料物質	(18)	ベリリウム	(35-2)	スクロール型圧縮機等	
(3) 火薬類・軍用燃料	(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物質	(36)	直流電源装置	
(4) 火薬・爆薬の安定剤	(3)	重水素・重水素化合物	(20)	ほう素10	(37)	電子加速器・エキス線装置	
(5) 指向性エネルギー兵器等	(4)	人造黒鉛	(21)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤	(38)	衝撃試験機	
(6) 運動エネルギー兵器等	(5)	核燃料物質分離再生装置	(22)	るつぼ	(39)	高速度撮影可能なカメラ等	
(7) 軍用車両・軍用仮設橋等	(6)	リチウム同位元素分離用装置等	(23)	ハフニウム	(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	
(8) 軍用船舶等	(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(24)	リチウム	(41)	核兵器起爆(試験)用異物	
(9) 軍用航空機等	(8)	周波数変換器等	(25)	タンガステン	(42)	光電子増倍管	
(10) 防潜網・魚雷防御網	(9)	ニッケル・粉・ニッケル多孔質金属	(26)	ジルコニウム	(43)	中性子発生装置	
(11) 装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(27)	ふっ素製適用電解槽	(44)	遠隔操作のマニピュレータ	
(12) 軍用探照灯・制御装置	(10-2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等	(28)	ガス遠心分離機ロータ製造用装置等	(45)	放射線遮断窓・窓枠	
(13) 軍用細菌製剤・化学製剤・放射性製剤	(11)	しごきスピニング加工機等	(29)	遠心力式約合試験機	(46)	耐放射線テレビカメラ・レンズ	
(13-2) 軍用細菌製剤・化学製剤・放射性製剤の浄化用剤	(12)	1. 数値制御工作機械 2. 測定装置	(30)	フィラメントワインディング装置等	(47)	トリチウム	
(14) 軍用化学製剤用細胞培養	(13)	誘導炉・アーク炉・溶解炉等	(31)	レーザー発振器	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置等	
(15) 軍用火薬類の製造設備・試験装置等	(14)	アインスタックプレス等	(32)	質量分析計・イオン源	(49)	白金触媒	
(16) 兵器製造用機械装置等	(15)	ロボット等	(33)	圧力計・ベロース弁	(50)	ヘリウム3	
(51) レニウム等の一次製品	(7)	推進薬の製造・試験装置等	(24)	振動試験装置・空気力学試験装置・燃焼試験装置他	(14)	セラミック複合材料	
(52) 防凍構造の部品	(8)	連続式・パッチ式混合器	(24-2)	ロケット設計用電子計算機	(15)	ポジトロンガンマ線・ポジトロン線他	
3項 化学兵器(AG)			(9)	ジェットミル・粉末金属製造装置等	(25)	音波・電波・光の減少材料・装置	
(1) 軍用化学製剤原料	(10)	複合材料製造装置等	(26)	ロケット・UAV用IC・探知装置用レードーム	(17)	ふっ化ポリイミド等	
(2) 軍用化学製剤製造装置等	(11)	ノズル	5項 先端材料(WA)			(18)	ポリブレグ・プリフォーム・成形品等
(3) 反応器又は貯蔵容器の修理用の組立品等	(12)	アインスタックプレス・制御装置	(2)	(削除)	(19)	ほう素・ほう素合金・硼酸ガラス他	
3の2項 生物兵器(AG)			(13)	6項 材料加工(WA)			
(1) 軍用細菌製剤原料	(14)	複合材料の炉・制御装置	(3)	芳香族ポリイミド製品	(1)	軸索等	
(2) 軍用細菌製剤用製造装置等	(15)	ロケット・UAV用構造材料	(4)	チタン・アルミニウム・合金鍛造性成形品等	(2)	数値制御工作機械	
4項 ミサイル(MTCR)			(16)	ロケット・UAV用加速度計・ジャイロスコープ等	(5)	チタン合金・ニッケル合金・粉の製造装置等	
(1) ロケット・製造・試験装置等	(17)	ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他	(6)	金属性超性材料	(3)	歯車製造用工作機械等	
(1-2) 無人航空機(UAV)・製造・試験装置等	(18)	アビオニクス装置等	(7)	ウラン・チタン合金・タンガステン合金	(5)	コーティング装置等	
(2) ロケット誘導装置・試験装置等	(18-2)	ロケット・UAV用熱電池	(8)	超電導材料	(6)	測定装置等	
(3) 推進装置等	(19)	航空機・船舶用電力計・電力勾配計	(9)	(削除)	(7)	ロボット等	
(4) しごきスピニング加工機等	(20)	ロケット・UAV発射台・支援装置	(10)	潤滑剤	(8)	フィードバック装置他	
(5) サーボ弁・ポンプ・ガスタービン	(21)	ロケット・UAV用無綫導通測定装置他	(11)	振動防止用液体	(9)	絞リスピニング加工機	
(5-2) 推進薬制御装置用ポンプの軸受	(22)	ロケット搭載用電子計算機	(12)	冷却用液体	(12)	冷却用液体	
(6) 推進薬・原料	(23)	ロケット・UAV用A/D変換器	(13)	セラミック粉末	(13)	セラミック粉末	

7項 エレクトロニクス(WA)	(15)	原子周波数標準器	(5)	フェーズドプレーンアンテナ	(7)	光学器械又は光学部品の制御装置
(1) 集積回路	(15-2)	スプレー冷却方式の熱制御装置	(5-2)	監視用方向探知器等	(7-2)	非球面光学素子
(2) マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(16)	半導体製造装置等	(5-3)	無線通信受装置等	(8)	レーザー発振器等
(3) 信号処理装置等	(17)	マスク・レチクル等	(5-4)	電波等の干渉を観測する位置探知装置	(8-2)	レーザーマイクロフォン
(4) 超電導材料を用いた装置	(17-2)	マスク製造基材	(5-5)	インターネット通信監視装置等	(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他
(5) 超電導電磁石	(18)	半導体基板	(6)	(1)から(3)、(5)から(5の5)までの設計・製造装置等	(9-2)	水中磁場・電場検知装置
(6) 一次・二次セル・太陽電池セル	(19)	レジスト	(7)	暗号装置等	(10)	重力計・重力勾配計
(7) 高電圧用コンデンサ	(20)	アルミニウム他の有機金属化合物・炭化の有機化合物	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等	(11)	レーザー等
(8) エンコーダ	(21)	炭・珪素・アンチモン・水素化合物	(9)	(削除)	(11-2)	光センサー製造用のマスク・レチクル
(8-2) サイリスターデバイス・サイリスターモジュール	(22)	炭化けい素等	(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等	(12)	光反射率測定装置他
(8-3) 電力制御用半導体素子等	(23)	多結晶の基板	(11)	(7)、(8)、(10)の設計・製造・測定装置	(13)	重力計製造装置・校正装置
(8-4) 光変調器	8項 電子計算機(WA)		10項 センサー等(WA)		(14)	光検出器・光学部品材料物質他
(9) サンプリングオシロスコープ	(1)	電子計算機等	(1)	水中探知装置等		
(10) アナログデジタル変換器	9項 通信(WA)		(2)	光検出器・冷却器等		
(11) デジタル方式の記録装置	(1)	伝送通信装置等	(3)	センサー用の光ファイバー		
(12) 信号発生器	(2)	電子交換装置	(4)	電子式のカメラ等		
(13) 周波数分析器	(3)	通信用光ファイバー	(5)	反射鏡		
(14) ネットワークアナライザー	(4)	(削除)	(6)	宇宙用光学部品等		
11項 航法装置(WA)		13項 推進装置(WA)		14項 その他(WA:武器)		15項 機微品目(WA:VSL)
(1) 加速度計等	(1)	ガスタービンエンジン等	(1)	粉末状の金属燃料	(1)	蒸機機構他を用いた燃焼品
(2) ジャイロスコープ等	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛行体等	(2)	火薬・爆薬の主成分・添加剤・前駆物質	(2)	電波の吸収材・導電性高分子
(3) 慣性航法装置	(2-2)	人工衛星等の制御装置等	(3)	ディーゼルエンジン等	(3)	核燃料物質
(4) ジャイロ天測航法装置・衛星航法システム他	(3)	ロケット推進装置等	(4)	(削除)	(4)	デジタル伝送通信装置等
(4-2) 水中センサー航法装置等	(4)	無人航空機等	(5)	自給式潜水用具等	(4-2)	簡易発振装置の妨害装置
(5) (1)から(4)の2)までの試験・製造装置他	(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験・測定・検査・製造装置等	(6)	航空機輸送土木機械等	(5)	水中探知装置等
12項 海洋関連(WA)		(7)	ロボット・制御装置等	(6)	宇宙用光検出器	
(1) 潜水艇	(8)	(削除)	(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーザー		
(2) 船舶の部分品・附属装置	(9)	腐食剤・くしゃみ剤・これら散布・防護・探知装置等	(8)	潜水艇		
(3) 水中回収装置	(10)	簡易発振装置等	(9)	船舶用防音装置		
(4) 水中用の照明装置	(11)	爆発物探知装置	(10)	ラムジェットエンジン・スクラムジェットエンジン他		
(5) 水中ロボット						
(6) 密閉動力装置						
(7) 回流水槽						
(8) 浮力材						
(9) 閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具						
(10) 妨害用水中音響装置						

第2章 事例集



第2章

事例掲載大学の概要情報

■ 第2章では、8大学における具体的な取組事例を紹介します。

概要情報

No	大学	規模	属性	管理体制	調査対象			実施形態			実施方法		実施頻度
					全学の教員・ 研究室	一部の教員・ 研究室	その他	パターン①	パターン②	パターン③	書面	実地	
1	A大学	大	総合大学	中央集約型	-	○	-	○	-	-	○	-	年1回
2	B大学	大	総合大学	部局分散型	-	○	-	○	-	-	○	△ 必要に応じて メール	年1回
3	C大学	大	総合大学	部局分散型	-	○	-	○	-	-	○	-	不定期
4	D大学	中	総合大学	中央集約型	-	○	-	-	-	○	○	△ 必要に応じて 聞き取り	必要に応じて
5	E大学	小	総合大学	中央集約型	○	-	-	-	○	-	その他	△ 必要に応じて 聞き取り	四半期に1回
6	F大学	小	単科大学	中央集約型	○	-	-	○	-	-	○	-	年1回
7	G大学	中	総合大学	中央集約型	○	-	-	○	-	-	○	△ 必要に応じて 聞き取り	3年に1回
8	H大学	小	医科系大学	中央集約型	○	-	○	○	-	-	○	-	年1回

注) 実施形態は、それぞれp.8掲載の実施形態に対応している。パターン①プロアクティブ型：一斉調査タイプ、パターン②プロアクティブ型：本部主体調査タイプ、パターン③リアクティブ型

事例 1 A大学



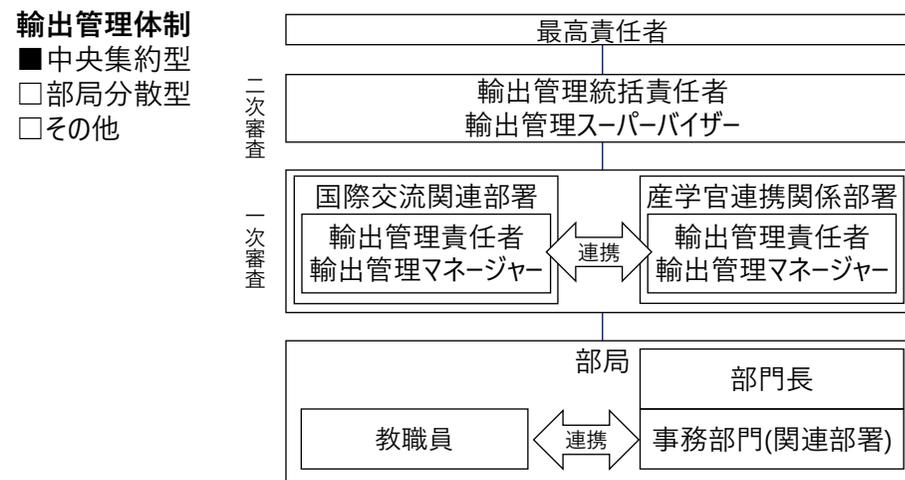
基本情報

大学の基本情報

教員数・学生数	教員数 約1,600名 学生数 約16,000名 (内、留学生数 約2,500名)
事前確認件数	約1,400件/年
学部	<input checked="" type="checkbox"/> 人文科学系 <input checked="" type="checkbox"/> 社会科学系 <input checked="" type="checkbox"/> 自然科学系 <input checked="" type="checkbox"/> 医歯薬系

管理体制図*

*特段の記載がない限り、資料中の「本部」は輸管事務局を指す。



管理体制・方法の概要・特徴

管理体制

- 大学本部の輸出管理部門が集中管理する中央集約型を採用。基本的に各部局の事務部門は教員との連絡調整のみを実施。
- 国際交流関連部署では、教員が輸出管理責任者と輸出管理マネージャーを担当しており、産学官連携関係部署では教員が輸出管理責任者を、URAが輸出管理マネージャーを担当。

輸出管理手続

- 輸出管理は事前確認（該非判定を含む）と取引審査の2段階で実施。事前確認では案件の懸念度合いに応じて審査に濃淡を付けており、一次審査で完了する案件、二次審査で完了する案件、二次審査を経て取引審査まで進む案件に分かれる。
- 一次審査は、研究者・留学生の受入れ等については国際交流関連部署が、貨物・技術の管理については産学官連携関係部署がそれぞれ実施。

特徴的な取組等

- 管理手続には電子申請システムを導入しており、事前確認に必要な書類の作成、申請、審査を全てシステム上で実施。取引審査票は電子申請システムを通じて自動起票され、同審査票の記入項目の半分程度は事前チェックリストの申請内容から自動転記されるシステムを構築し、書類作成の効率化を図っている。

事例1 A大学 機微度調査

調査の実施概要

頻度	年1回（9月～10月）
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 実地 <input type="checkbox"/> その他
付随的な実施目的	<input checked="" type="checkbox"/> 学内管理の効率化・実効性改善 <input checked="" type="checkbox"/> 周知（教員の理解促進等）
対象者	<input type="checkbox"/> 全研究室/教員 <input checked="" type="checkbox"/> 一部研究室/教員 ✓ 理系＋文理融合系の部局に所属する教員 <input type="checkbox"/> その他

調査設計の背景

背景

- 研究インテグリティ確保の一環として、教員経由での技術流出の防止に注力することとしたが、理系教員が保有する機微技術等を把握しておらず、管理漏れによる技術流出が危惧されていた。

狙い・工夫

- 本部が認識していなかった学内の潜在的な管理対象技術等を明確にし、学内の機微技術の保有状況を網羅的に把握して管理の漏れを防ぐことが目的。
- 調査結果に基づき、①研究内容の機微度、②教員の輸出管理に対する意識度をそれぞれ3段階で評価し、評価結果に応じた管理を実施。

調査の実施フローとポイント

調査票作成

- 本部にて調査票・回答マニュアル等を作成。
- 対象は、研究室が保有する技術および貨物（自作品に限定）
- 調査項目：
 - 慎重な管理を要する技術の有無（リスト規制対象等）
 - 研究者の意識（e-learning受講実績、輸出管理実績等）
- 参考として記載要領・記載例・項番と貨物の対比表等を添付。

参考資料1

調査票配付

- 学内の学習管理システムに関連資料を掲載し、各部局事務部門から部局内の教員に回答を依頼。調査対象部局に所属する全教員が対象。
- 書面調査のみであり、面談による実地調査は原則実施しない。
- 任意回答とし、督促は行わない。

参考資料2

回収・集計

- システム上で回答された内容を本部がテキストデータで回収し、手作業で集計。

リスク評価・活用

- 「研究内容の機微度」と「研究者の意識・輸出管理実績」をそれぞれ3段階で評価し、3×3でリスク度を階層化する。
- 「研究内容の機微度」に関する3段階評価の結果のみ部局に通知。
- 階層に応じて5段階の管理レベルを設定し、以下の通り活用：
 - 濃淡管理：高レベルに区分された場合は、保有技術を非居住者等に提供する際の電子申請を義務化。低レベル区分の場合は、一部の電子申請を省略。
 - 入口管理：高レベル区分の研究室への受入れ事案において、配置換え等を検討する際の材料とする。
 - みなし輸出管理の運用明確化：特定類型該当者の受入れ時に、受入れ先の技術管理レベルを確認。機微度が高い近隣の研究室を含め、受入れ後の対応に係る教育を行うべき研究室の抽出にも活用している。

参考資料3

年度安全保障輸出管理に関する調査票(回答用)

<回答要領>…設問1については、添付の(別紙1)の「記入要領」及び(別紙2)「記載例」を参照してご記入ください。
 <期限・提出先>…2/3(金)までに、部局とりまとめ窓口(〇〇)宛に本調査票のみをメールにてご提出ください。
 <照会先>…調査票の設問内容、安全保障輸出管理に関するご質問等がありましたら、までご照会下さい。

○回答者の情報 (網掛け部が、記入欄です)

所属・専攻	職名	内線
氏名	E-mail	

○調査内容

<設問1> (別紙1)「リスト規制対象貨物一覧」に掲載されたものに関する研究を下表に記載ください。
 ・リストがない場合は、空欄として<設問2>のみ回答ください。
 ・リストにある場合は、(別紙1)の回答要領、(別紙2)の記載例を参照し、下表にその内容について記載ください。なお、該当が確認のため、研究内容のわかる資料があれば添付ください。また参照URL等があれば(※1)欄に記載ください。
 ・該当判断は、先生自身のご判断で結構です。[○:該当、×:非該当、△:不明]の各記号をご記入ください。

項番	対象貨物の品目名	研究テーマ、内容、研究対象の貨物の仕様等	該当判断	添付資料等
例1	2(15) ロボット	原子力災害における救助用ロボットシステムの研究	○	
例2	2(17) 炭素繊維	自動車構造用次世代炭素繊維の製造方式の研究	△	
1				
2				
3				
4				
5				

<設問2> 安全保障輸出管理に関する意識等に関する設問

設問	回答(いずれかにチェックください)
Q1 年度版安全保障輸出管理に関するe-Learningを受講した	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
年以上に研究機材、試料等を海外に発送や持ち出したことがある	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
輸出管理に関する電子申請手続きを行ったことがある	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
年以上に留学生や外国人研究者を受入れたことがある	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

ご協力ありがとうございました。

2023年8月 日

調査対象教員 各位

安全保障輸出管理統括責任者
〇〇 〇〇

安全保障輸出管理に関する機微度^(**)調査について(依頼)

平素より、XXXXXXXXXX 安全保障輸出管理にご協力いただきありがとうございます。

昨今の地域紛争やテロ行為など、緊迫度が増す国際情勢のなか、大学の国際化を推進するうえで安全保障輸出管理は一段と重要度を増しています。輸出管理では、留学生等への研究指導、または外国人研究者との打合せや施設見学なども「技術の提供」として外為法等の規制を受ける場合があります。注意が必要です。特にリスト規制技術^(***)に関連する研究をされている教員は、外為法等の法令違反に対するリスクが高くなります。こうしたリスクを低減し、安心して研究活動に取り組んで頂くためにも、リスト規制該当技術の保有状況調査にご協力をお願いいたします。

なお、本調査は教育留学支援システム XXXXXXXXXX を用いて実施します。また、本調査の結果は、留学生・外国人研究者等の受入れ事前確認リスト記載の機微度を判断する根拠にもさせていただきますので、合わせてご了承をお願いいたします。

ご多忙の折恐縮ですが、本調査へのご協力をお願いいたします。ご質問がある場合は、下記窓口までお問合せください。

記

【提出期限】 2023年9月29日(金)

【対象者】 自然科学系の学部・研究科、センター及び附属病院^(***)に所属する教授・准教授・講師・助教・研究員等(特任教員、病院教員を含む。また、常勤・非常勤を問わない。)

もし XXXXXXXXXX の画面に「【安全保障輸出管理】XXXXXXXXXX年度機微度調査」が出ない場合は、調査対象外のため、ご回答は不要です。

【提出方法】 XXXXXXXXXX アドレス: XXXXXXXXXX

添付の「別紙 1: リスト規制対象貨物・技術一覧」をご参照いただき、リスト規制該当技術がある場合、XXXXXXXXXX 調査の該当欄にチェックを入れてください。

【添付資料】・別紙 1: リスト規制対象貨物・技術一覧 …(規制技術の抽出参考用)

・別紙 2: 研究内容からピックアップする例
・機微度調査マニュアル

<補足>

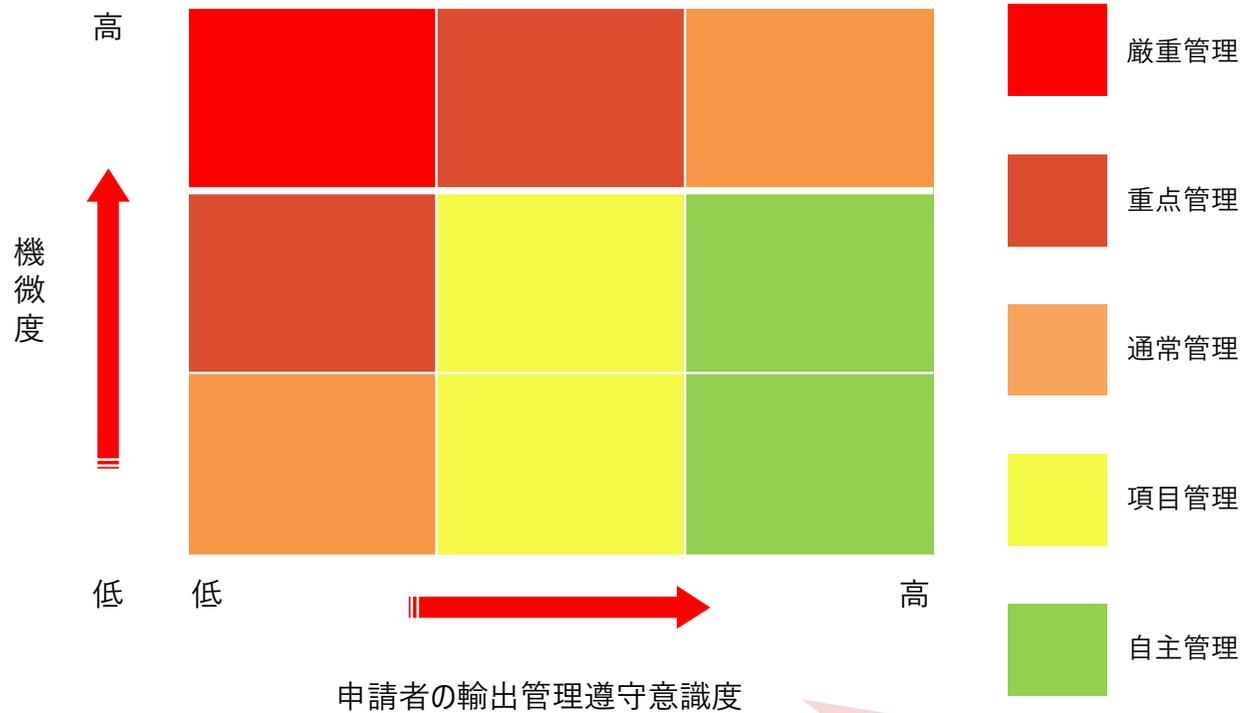
※1 : 研究者が保有するリスト規制技術の状況

※2 : 国際的な輸出管理の枠組みで合意された軍사용途に転用可能な高度技術汎用品(デュアルユース品)について規制するもので、15項目に分類されており、該当する場合には、輸出又は技術の提供先がいずれの国であっても事前に経済産業大臣の許可を受ける必要がある。詳しくは経産省HP(<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo02.html>)を参照ください。

※3 : 別紙のとおり

以上

<本調査に関する照会先>
安全保障輸出管理担当〇〇
E-mail: anzen@〇〇 TEL: 〇〇
<担当事務> 〇〇
E-mail: export-control@〇〇



ポイント：

- 教職員が保有技術を非居住者等に開示する場合、保有技術の機微度と法令遵守意識度で濃淡管理
- 留学生受入れ時に、受入れ先の保有技術の機微度と法令遵守意識度で濃淡管理

事例 2 B大学



基本情報

大学の基本情報

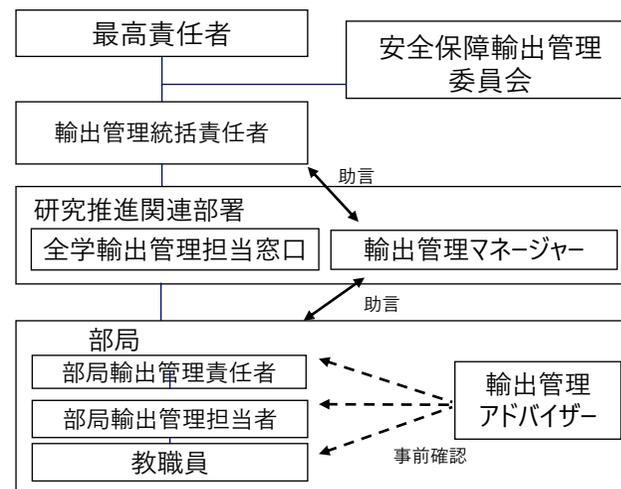
教員数・学生数	教員数 約3,000名 学生数 約23,000名 (内、留学生数 約2,500名)
事前確認件数	約1000件/年
学部	<input checked="" type="checkbox"/> 人文科学系 <input checked="" type="checkbox"/> 社会科学系 <input checked="" type="checkbox"/> 自然科学系 <input checked="" type="checkbox"/> 医歯薬系

管理体制図*

*特段の記載がない限り、資料中の「本部」は輸管事務局を指す。

輸出管理体制

- 中央集約型
- 部局分散型
- その他



管理体制・方法の概要・特徴

管理体制

- 部局分散型の管理体制を採用しており、輸出管理責任者を各部局に配置。輸出管理統括責任者の下で本部の研究推進関連部署が全学横断の輸出管理業務の窓口を担当。本部の輸出管理担当は教員2名、事務職員2名の合計4名。輸出管理マネージャー（専任教員）は輸出管理統括責任者と部局輸出管理責任者への専門的な助言を実施。
- 各部局の輸出管理責任者は当該部局長が担う。取引を予定する部局内教職員との連絡調整は、各部局で総務、人事、会計、研究推進等を担当する係の輸出管理担当者が担当。また、各部局に置かれた輸出管理アドバイザーが部局における輸出管理業務を支援している。

輸出管理手続

- 事前確認や取引審査に係る一次審査等は部局輸出管理責任者が実施し、二次審査等は本部の研究推進関連部署の担当者が実施。

特徴的取組等

- 貨物の輸出、技術の提供の全件及び人の受入れに係る機微案件に関しては、部局による一次審査のタイミングで輸出管理マネージャーが下見や助言を実施。
- 安全保障輸出管理委員会には、二次審査の件数が多い部局の輸出管理責任者、人事・国際・研究推進・産学連携等関連の各部署の課長が参画し、年に数回、監査結果や活動報告等を実施している。

事例2 B大学 機微度調査

調査の実施概要

頻度	年1回（1月～5月）
実施方法	■書面 ■実地（必要に応じて） □その他
付随的な実施目的	■学内管理の効率化・実効性改善 ■周知（教員の理解促進等）
対象者	□全研究室/教員 ■一部研究室/教員 理系（実験系）研究室のうち、 ✓ 新たに設置された研究室 ✓ 教員交代・追加等で研究室の研究内容に変更が生じた研究室 ✓ その他リスク度調査を希望する研究室 ※定期的に全研究室を対象として見直し □その他

調査設計の背景

背景

- 大規模総合大学であり、年間2,000名弱の外国人留学生・研究者を受入れているが、受入れ人数に対応できるだけの輸出管理部門の人的リソースの定常的な確保が困難であり、各留学生等の受入れ時期に合わせる形で、出願から合否判定までの短期間で迅速に審査することが困難であった。

狙い・工夫

- あらかじめリスク度の高い研究室を把握しておくことで、受入れ管理の合理化・迅速化を図ることとした。
- 調査の精度を上げるため、調査実施時に目的や必要性（リスト規制改定など）を伝えるようにしていたほか、添付するマトリックス表は要点のみ記載するようにしていた。
- 特定類型該当性に関連する調査項目も追加。

調査の実施フローとポイント

調査票作成

- 本部にて、調査票（エクセル）を作成。
- 調査項目：
 - 研究内容の概要、URL
 - 規制にかかる貨物の設計、研究有無
 - はみ出し技術の保有有無、等
- 調査票の参考資料として、リスト規制対象貨物一覧を添付。

参考資料1

調査票配付

- 調査対象は理系（実験系）研究室の主宰者全員。
- 部局事務部門を介して「安全保障輸出管理に関するリスク度調査」の実施を通知。
- 前年度から研究内容に変更のない研究室は回答不要。

回収・集計

- 研究室の回答を部局事務部門が取りまとめの上、本部に集約。

書面内容確認

- 本部で内容を確認。
- 新設や研究内容に変更があった研究室はHPや、調査票の内容の精査等により研究内容を追加確認。
- 機微度が高いと思われるが回答内容に疑義がある、または回答未提出の研究室を詳細調査先として抽出。

詳細調査

- 主に上記の条件で抽出した研究室に対して、メール等で追加ヒアリングを実施。
- 大型研究装置を所持しているなどの場合は必要に応じて実地調査も実施。

リスク評価・活用

- リスト規制技術を扱う可能性を基に研究室のリスク度を「高い」「低い」の二段階で評価し、結果を部局に通知。周知・啓蒙の観点から通知時には理由や注意事項を伝達。
- 結果を踏まえて、以下の濃淡管理を実施：
 - リスク度が高い研究室は留学生等の受入れ時に本部への事前確認シートの提出を必須とし、本部がチェックする。必要に応じて、貨物の輸出や、非居住者等に技術を提供する際は外為法等に従い所定の手続を行う旨の誓約書を徴取している。
 - リスク度が低い研究室での受入れは、懸念事項に関するチェック項目に該当しなければ受入れ部局での確認とする。

ポイント：
みなし輸出管理の運用明確化への
対応として、特定類型該当性につい
ても調査

設問4 設問1～設問3に該当がある場合、当該研究に関わる方の中に、特定類型該当者がいますか？

該当者がいる場合はその方の氏名、身分を記入してください。

特定類型①:外国政府や外国法人と雇用契約等を結んでいる者（例:外国の研究機関での身分を有する、クローボ契約がある）

特定類型②:外国政府から年間所得の25%以上の経済的利益を受けている者（例:外国政府の奨学金を受給している）

有 無

↓

記入例

氏名	身分(研究者の場合販大での職名、学生の場合所属研究科及び在籍課程)
Tom Safety	〇〇研究科博士後期

※行が足りない場合、適宜追加してください。

事例 3 C大学



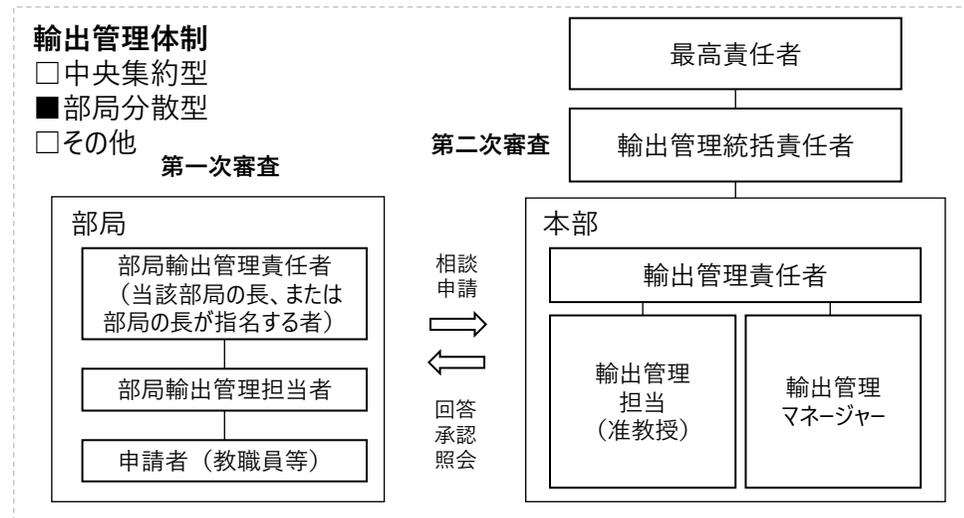
基本情報

大学の基本情報

教員数・学生数	教員数 約2,300名 学生数 約16,700名 (内、留学生数 約2,000名)
事前確認件数	約4900件/年
学部	<input checked="" type="checkbox"/> 人文科学系 <input checked="" type="checkbox"/> 社会科学系 <input checked="" type="checkbox"/> 自然科学系 <input checked="" type="checkbox"/> 医歯薬系

管理体制図*

*特段の記載がない限り、資料中の「本部」は輸管事務局を指す。



管理体制・方法の概要・特徴

管理体制

- 部局分散型の管理体制を採用。本部は7名体制（輸出管理責任者1名、教員1名、輸出管理マネージャー2名、事務職3名）。業務量の増加をふまえ今後増員予定。部局輸出管理担当者（約70名程度）のうち、学内の輸出管理対象事案の大部分を占める理系学部の担当者数は10名程度。

輸出管理手続

- 各部局で一次審査を実施し、懸念事案については本部及び輸出管理統括責任者による二次審査を実施。部局分散型の体制ではあるが、部局による一次審査の段階でも、貨物の輸出および技術の提供がある申請については本部の事前確認を経て審査完了としているため、実質的には中央集約型の要素もある。技術提供のある案件については全て本部の専門人材が確認している。
- 技術の提供が想定されない海外出張（例：スポーツ大会）等については、部局確認で完了させるようにし、効率化を図っている。

特徴的な取組等

- 2017年から電子申請システムを導入。一次審査手続を電子化し、漏れのない正確な事前審査や審査データの一元化を図っている。
- 技術提供に関する最新情報や経済産業省からの通達等は、HPでの周知及び本部・部局担当者が入っている学内チャットで適宜共有している。

事例3 C大学 機微度調査

調査の実施概要

頻度	不定期に実施
実施方法	■書面 □実地 □その他
付随的な実施目的	■学内管理の効率化・実効性改善 ■周知（教員の理解促進等）
対象者	□全研究室/教員 ■一部研究室/教員 ✓ 研究に携わる教職員 □その他

調査設計の背景

背景

- 技術提供に係る輸出管理上の潜在的リスクの把握と審査手続の効率化及び特定類型に対する適切な輸出管理の実施が必要な状況であった。

狙い・工夫

- 学内審査の効率化や実効性の改善、教員への周知を図るとともに、輸出管理に関する活動状況を調査することも目的としている。
- 該非判定の確実な実施、審査のリードタイム削減、みなし輸出管理の運用明確化への対応の観点から、調査では、研究者の技術管理の情報のみならず所属する留学生・研究生の人数や各種輸出管理に関する活動状況を少ない設問数で回答を求める。
- 研究インテグリティ関連の知りえた情報を記録し、システム上で一体的に情報を管理。

調査の実施フローとポイント

参考資料1、2

調査票作成

- 調査の計画を作成し学内オーソライズ。
- 本部にて調査票を作成。
- 調査項目：
 - 研究内容の概要、リスト規制に関する貨物技術の有無
 - 留学生や研究者等及び特定類型該当者の研究室所属の有無
 - 外国の機関・大学等との共同研究の有無
 - 安全保障輸出管理手続の実施状況（海外出張、留学生や研究者の受入、貨物の輸出（ハンドキャリアの有無含む）、技術の提供、等）
 - 該非判定勉強会への参加意向、自由記述欄（意見収集）

調査票配付

- マイクロソフトのフォーム機能を用いて実施。学内通知を发出し教職員限定のHPでも告知。
- 日々の審査にて教員へ個別に回答を依頼。

回収・集計

- マイクロソフトのフォーム上で提出された回答内容を本部で集計。

評価・活用

- リスト規制の確認結果を中心に（必要があると判断した場合に）個別のヒアリングを実施し調査結果の精度を担保する。
- 調査結果は、各種受入審査（特に、機微な技術提供がありそうな場合や特定類型該当者の受入）において補完情報として活用。
- 濃淡管理：研究科及び専攻等の技術の機微度に応じて、レベル1~3に区分。留学生受入時の輸出管理審査の申請について、レベル1は必須、レベル2は研究室によって必須、レベル3は懸念事項があれば実施する運用としており、レベル1は理系、レベル3は文系、レベル2は文理融合分野が該当。

今後の予定

- 必要に応じて実地調査を実施。
- 調査結果を以下の形で活用予定：
 - 事前審査に係る審査時間の短縮。
 - 研究インテグリティ関連リスクを漏れなく適確に管理する体制の構築。
 - 本調査で聴取した各種情報を参考に監査対象者を抽出・選定。
 - 2024年度は輸出管理に関する e-Learning を義務付け、同時に、研究に携わる教職員に技術調査を（入力フォームも学内専用システムに変更）依頼。また、新たな採用・受入時にも対応を依頼。

技術調査 Technical Survey on Security Export Controls

●調査主旨：本調査は以下の2つの目的のために、予め研究室の保有技術や安全保障輸出管理に関する状況を把握するために実施します

- 1) 外国人研究者・留学生の受入に係る安全保障貿易管理手続きを効率化し、教職員の負担を軽減する
- 2) 非居住者および類型該当者に対するリスク回避

●Purpose of the survey: This survey will be conducted for the following two purposes in order to grasp the status of the laboratory's proprietary technology and security export control in advance.

- 1) To streamline security trade control procedures and reduce the burden on faculty and staff
- 2) To avoid security export control risks when transferring technology to non-residents or persons who fall under any of the specific categories.

●提出方法：調査票（Web調査）にご回答ください。

※注意1：調査票の記入内容に基づいて追加でメール等でヒアリングを行う場合がございます。

※注意2：調査にご協力頂けない、或いは未調査の研究室は、将来、輸出管理監査の対象となることがあります。該当の をクリックし、回答をお願いします。

回答はMicrosoft Formsを利用して収集します。組織アカウントでログインをお願いいたします。

teamsなどを使用しているMicrosoft365のパスワードになります)

●How to submit: Please answer the survey form (Web questionnaire)

Note 1: Additional interviews may be conducted by e-mail, etc., based on the contents of the questionnaire.

Note 2: If the survey form is not submitted, it may be subject to export control audits in the future.

Please click your faculty and answer.

Language switching is enabled with the button on the top right of the questionnaire.

Responses are collected using Microsoft Forms. Please log in with your organizational account.

(It will be the password of Microsoft 365 used for u or un mail and teams etc.)

※全16問のアンケートです。回答の所要時間は5～10分程度です。

This is a 16-question questionnaire. It takes about 5-10 minutes to answer.

10. 貴研究室に外国人研究員は何人いますか？（人数）
いない 又は その他をチェックして人数を記載してください。*

例：8

- いない
 その他

11. 貴研究室に特定類型に該当する大学院生や研究員等がいますか？*

該当する場合はその他を選び、人数をご記入ください。
※特定類型については、リーフレットをご参照ください。

<http://...pdf>

- いない
 不明
 その他

12. 貴研究室で海外の他の機関と共同研究を現在実施していますか？（相手先および研究タイトルをご回答ください。）該当がない場合は「なし」とご記入ください。*

海外企業・研究機関・大学等についてお答えください。

回答を入力してください

13. 安全保障輸出管理の状況調査についての設問です。*

以下の安全保障輸出管理の手続きを実施したことがあるものにチェックをお願いします。（複数選択可）

- 海外出張 []
 留学生の受入 []
 訪問者・研究者の受入 []
 貨物の輸出（事前確認シート []
 技術の提供（事前確認シート []
 手続きをしたことはない

14. 貨物の輸出についてご回答ください。*

※貨物の輸出とは、形あるものが国境を越えて自国から他国へ運ぶことをいいます。
食料品と紙以外のほぼすべての貨物が対象となります。（複数選択可）

- 貨物を輸出したことがない
 輸出請負業者（フォワーダーなど）に委託して輸出したことがある
 ハンドキャリーをしたことがある
 今後貨物の輸出を計画している

15. []にて、貨物や技術に関する該非判定研修を計画しています。参加希望等についてご回答ください。*

- 参加したい
 興味がある
 興味がない

16. ご意見等ございましたら何でもご記入ください。

回答を入力してください

ポイント：
みなし輸出管理の運用明確化への
対応として、特定類型該当性について調査

事例3 C大学 参考資料

参考資料2-1

調査票の添付資料

(別紙1)

令和4年12月6日改正

リスト規制対象貨物一覧

同一の貨物が複数箇所に記載されている場合があります(例: レーザ発振器は2(31)と10(8)に記載)。このような場合はいずれかの項番を回答ください。(※本表は、技術調査専用のものです。一部の項番を省略しています。)

※「輸出貿易管理令(略称: 輸出令)別表第一」より抜粋
※本表等は、2022年12月1日現在のものを改正した内容です。追加等の場合は

項番	規制対象品目名	項番	規制対象品目名	項番	規制対象品目名	項番	規制対象品目名
1	武器	(12)	1.数値制御工作機械-測定装置(2次元以上の位置情報、距離、角度(平面又は曲面)を高精度で測定)	(46)	放射線計測防止用ドзимカ/レンズ	(9)	フロントパネル-粉末冶金製造装置等
(1)	銃砲-銃砲等	(13)	誘導弾-発射装置等	(47)	複合材料製装置等	(10)	複合材料製装置等
(2)	爆発物-発射装置等	(14)	アイスタックアップス等	(48)	トリチウム製造-回収-貯蔵装置等	(11)	ノズル(原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させる)
(3)	火薬類-軍用燃料	(15)	ロボット等(防線又は放射線仕様)	(49)	白金触媒	(12)	ノズル-再入機先端部製造装置
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(16)	振動試験装置等	(50)	ヘリウム3	(13)	アイスタックアップス-射撃装置
(5)	指向性エネルギー兵器等	(17)	ガス透過分離膜ロ-タ用構造材料	(51)	シリコン、シリコン合金等	(14)	複合材料の研-制御装置
(6)	運動エネルギー兵器等	(18)	シリコン	(52)	防護構造の容器	(15)	ロボット-UAV用構造材料
(7)	軍用機銃-軍用放散機等	(19)	抵抗線抵抗用アルファ線透過物質			(16)	ロボット-UAV用加速計-ジャイロスコープ等
(8)	軍用航空機等	(20)	ほう素10	3	化学兵器	(17)	ロボット-UAV用飛行-姿勢制御装置
(9)	防護服-防毒制御装置	(21)	炭素材料製造用還元剤-酸化剤	(1)	軍用化学製剤の原料-軍用化学製剤との同等の毒性の物質-原料	(18)	アピネオス装置等
(10)	銃架類-軍用ヘルメット-防弾衣等	(22)	ばね鋼	(2)	化学製剤用製造機械装置等	(19)	ロボット-UAV用熱電素子
(11)	軍用探照灯-制御装置	(23)	ハロゲン	(1)	1.反応器 2.貯蔵容器 3.交換機 4.凝縮器 5.充填機 6.渡り機 7.昇降装置等	(20)	ロボット-UAV用射撃-支援装置
(12)	軍用細菌製剤-化学製剤-放射性製剤等	(24)	リチウム	(3)	反応器又は貯蔵容器の修理用部品等	(21)	ロボット-UAV用無線遠隔測定装置
(13)	軍用細菌製剤-化学製剤-放射性製剤等	(25)	タンタム			(22)	ロボット搭載用電子計算機
(13a)	浄化用化学物質混合物	(26)	ジルコニウム	3の2	生物兵器	(23)	ロボット-UAV用A/D変換器
(14)	酵素、抗体等の生体高分子(軍用化学製剤の探知、識別用)、生体組織(固定の浄化、分離用)でこれらを生産するためのベクター、ウイルス、細胞株	(27)	ふっ素製造用電解槽	(1)	軍用細菌製剤の原料	(24)	振動試験装置
(15)	軍用火薬類の製造-試験装置等	(28)	ガス透過分離膜ロ-タ製造装置等	(2)	細菌製剤製造装置等	(24a)	ロボット設計用電子計算機
(16)	兵器製造用機械装置等	(29)	遠心方式約合試験機	(3)	1.物理的計法測定装置 2.発酵槽 3.遠心分離機 4.ろ過機-洗浄機 5.結晶器 6.乾燥機 7.乾燥機 8.物理的計法の施設用装置 7.粒子物質吸入試験用装置 8.電磁波-放射線 9.放射線の合成又は検出に用いられる材料の装置	(25)	音波-電波-赤外線等の減少材料-装置
(17)	軍用人工衛星-その部品	(30)	フレキシブルプリント装置等			(26)	ロボット-UAV用I/C-探知装置-レーダー
2	原子力	(31)	レーザー発振器	5	先端材料	(1)	ふっ素化合物
(1)	核燃料物質-核燃料物質	(32)	質量分析計-イオン源	(1)	ふっ素化合物	(2)	(削除)
(2)	原子炉-原子炉用発電装置等	(33)	圧力計-パロ-ズ	(3)	有機合成材料	(3)	有機合成材料
(3)	重水素-重水素化合物	(34)	シリコン	(4)	シリコン	(4)	シリコン
(4)	人造黒鉛	(35)	真空ポンプ	(5)	シリコン	(5)	シリコン
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(36)	シリコン	(6)	シリコン	(6)	シリコン
(6)	リチウム同位元素分離装置等	(37)	シリコン	(7)	シリコン	(7)	シリコン
(7)	ウラン-プルトニウム同位元素分離装置等	(38)	シリコン	(8)	シリコン	(8)	シリコン
(8)	濃度変換装置等(出力変動率+/-0.2%未満で制御可能)	(39)	シリコン	(9)	シリコン	(9)	シリコン
(9)	ニッケル-コバルト多孔質合金	(40)	シリコン	(10)	シリコン	(10)	シリコン
(10)	重水素-重水素化合物の製造装置等	(41)	シリコン	(11)	シリコン	(11)	シリコン
(10a)	ウラン-プルトニウム製造用装置等	(42)	シリコン	(12)	シリコン	(12)	シリコン
(11)	しごきスピニング加工機等	(43)	シリコン	(13)	シリコン	(13)	シリコン

項番	規制対象品目名	項番	規制対象品目名	項番	規制対象品目名	項番	規制対象品目名
(14)	セラミック複合材料	(16)	セラミックセラミックス	(1)	水中探知装置等	(1)	ガスターミネーション等
(15)	ポリオキシリン酸-ポリリン酸	(17)	マスク製造機	(2)	光検出器-冷却機等	(2)	人工衛星-宇宙機発射用射出体等
(16)	ビスマレド、芳香族ポリアミドイミド	(18)	マスク製造機	(3)	電子回路基板	(2a)	の制御、作動状態監視装置(地上に設置)
(17)	ふっ化ポリイミド、ふっ化スチレン	(19)	マスク製造機	(4)	電子回路基板	(3)	ロボット推進装置等
(18)	アクリル、ポリウレタン、成型品等	(20)	マスク製造機	(5)	反射鏡	(4)	無人航空機、ドローン等
(19)	ほう素-ほう素合金-碲酸ゲルマニウム	(21)	マスク製造機	(6)	宇宙用光学部品等	(5)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(22)	マスク製造機	(7)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(6)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(23)	マスク製造機	(8)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(7)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(24)	マスク製造機	(9)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(8)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(25)	マスク製造機	(10)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(9)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(26)	マスク製造機	(11)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(10)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(27)	マスク製造機	(12)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(11)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(28)	マスク製造機	(13)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(12)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(29)	マスク製造機	(14)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(13)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(30)	マスク製造機	(15)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(14)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(31)	マスク製造機	(16)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(15)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(32)	マスク製造機	(17)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(16)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(33)	マスク製造機	(18)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(17)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(34)	マスク製造機	(19)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(18)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(35)	マスク製造機	(20)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(19)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(36)	マスク製造機	(21)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(20)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(37)	マスク製造機	(22)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(21)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(38)	マスク製造機	(23)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(22)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(39)	マスク製造機	(24)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(23)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(40)	マスク製造機	(25)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(24)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(41)	マスク製造機	(26)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(25)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(42)	マスク製造機	(27)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(26)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(43)	マスク製造機	(28)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(27)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(44)	マスク製造機	(29)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(28)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(45)	マスク製造機	(30)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(29)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(46)	マスク製造機	(31)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(30)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(47)	マスク製造機	(32)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(31)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(48)	マスク製造機	(33)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(32)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(49)	マスク製造機	(34)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(33)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(50)	マスク製造機	(35)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(34)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(51)	マスク製造機	(36)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(35)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(52)	マスク製造機	(37)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(36)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(53)	マスク製造機	(38)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(37)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(54)	マスク製造機	(39)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(38)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(55)	マスク製造機	(40)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(39)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(56)	マスク製造機	(41)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(40)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(57)	マスク製造機	(42)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(41)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(58)	マスク製造機	(43)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(42)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(59)	マスク製造機	(44)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(43)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(60)	マスク製造機	(45)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(44)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(61)	マスク製造機	(46)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(45)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(62)	マスク製造機	(47)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(46)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(63)	マスク製造機	(48)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(47)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(64)	マスク製造機	(49)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(48)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(65)	マスク製造機	(50)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(49)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(66)	マスク製造機	(51)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(50)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(67)	マスク製造機	(52)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(51)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(68)	マスク製造機	(53)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(52)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(69)	マスク製造機	(54)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(53)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(70)	マスク製造機	(55)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(54)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(71)	マスク製造機	(56)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(55)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(72)	マスク製造機	(57)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(56)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(73)	マスク製造機	(58)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(57)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(74)	マスク製造機	(59)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(58)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(75)	マスク製造機	(60)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(59)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(76)	マスク製造機	(61)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(60)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(77)	マスク製造機	(62)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(61)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(78)	マスク製造機	(63)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(62)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(79)	マスク製造機	(64)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(63)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(80)	マスク製造機	(65)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(64)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(81)	マスク製造機	(66)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(65)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(82)	マスク製造機	(67)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(66)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(83)	マスク製造機	(68)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(67)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(84)	マスク製造機	(69)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(68)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(85)	マスク製造機	(70)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(69)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(86)	マスク製造機	(71)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(70)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(87)	マスク製造機	(72)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(71)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(88)	マスク製造機	(73)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(72)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(89)	マスク製造機	(74)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(73)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(90)	マスク製造機	(75)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(74)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(91)	マスク製造機	(76)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(75)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(92)	マスク製造機	(77)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(76)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(93)	マスク製造機	(78)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(77)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(94)	マスク製造機	(79)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(78)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(95)	マスク製造機	(80)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(79)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(96)	マスク製造機	(81)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(80)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(97)	マスク製造機	(82)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(81)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(98)	マスク製造機	(83)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(82)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(99)	マスク製造機	(84)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(83)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(100)	マスク製造機	(85)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(84)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(101)	マスク製造機	(86)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(85)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(102)	マスク製造機	(87)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(86)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(103)	マスク製造機	(88)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(87)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(104)	マスク製造機	(89)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(88)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(105)	マスク製造機	(90)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(89)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(106)	マスク製造機	(91)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(90)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(107)	マスク製造機	(92)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(91)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(108)	マスク製造機	(93)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(92)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(109)	マスク製造機	(94)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(93)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(110)	マスク製造機	(95)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(94)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(111)	マスク製造機	(96)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(95)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(112)	マスク製造機	(97)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(96)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(113)	マスク製造機	(98)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(97)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(114)	マスク製造機	(99)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(98)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(115)	マスク製造機	(100)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(99)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(116)	マスク製造機	(101)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(100)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(117)	マスク製造機	(102)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(101)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(118)	マスク製造機	(103)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(102)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(119)	マスク製造機	(104)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(103)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(120)	マスク製造機	(105)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(104)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(121)	マスク製造機	(106)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(105)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(122)	マスク製造機	(107)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(106)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(123)	マスク製造機	(108)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(107)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(124)	マスク製造機	(109)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(108)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(125)	マスク製造機	(110)	宇宙機又は光学部品の制御装置	(109)	宇宙機又は光学部品の制御装置
		(126)	マスク製造機	(111)			

外為令の 項番	対象機器、試料等又は技術	規制対象技術・プログラム	技術の種類		
			設計	製造	使用
		ハ 各翼を個別に制御するための可変形状翼を用いた回転翼			
1 2	海洋関連				
12 (3)	プロペラ	水中ノイズを減少させるために設計したプロペラの設計、製造又は使用（修理又はオーバーホールに係るものに限る）に係る技術	○	○	○
1 3	推進装置、1 5 機微品目				
13 (3)	ガスタービンエンジン又はその部分品	ガスタービンエンジンの部分品の設計、製造技術	○	○	
	ガスタービンエンジン又はその部分品	ガスタービンエンジンの部分品であって、ガスタービンエンジンをフルオーソリディータリエンジン制御システム的设计若しくは製造に係る技術（プログラムを除く）	○	○	
	ガスタービンエンジン又はその部分品	ガスタービンエンジン、ファンタービン、パワータービン、若しくはプロペラリングノズルに係るエンジンの安定性を維持するために設計した流路の形状を可変にするための装置の設計若しくは製造に係る技術（プログラムを除く）	○	○	
13 (4)	航空機又はその部分品	風洞用の模型であって、流れの状に影を考ない形のセンサーを用いたものうち、センサーからデータ収集装置にデータを送信できるもの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く）	○	○	
	航空機又はその部分品	複合材料を用いたプロペラブレード又はプロップファンであって、マッハ数0.55を超える速度において2,000キロワットを超える負荷を発生させることができるもの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く）	○	○	
	航空機又はその部分品	ヘリコプター又はマルチローター若しくはデルタウイングを用いた航空機の動力伝達装置の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く）	○	○	
	航空機又はその部分品	ガスタービンエンジンを装備した固定翼航空機のために設計された翼折りたたみシステムの設計に必要な技術（プログラムを除く）	○	○	
13 (5)	ディーゼルエンジン又はその部分品	車両用の往復動ディーゼルエンジンであって、次のイからハまでのすべてに該当するもの設計又は製造に係る技術（プログラムを除く） イ エンジン体積が1.2立方メートル以下のもの ロ グロス出力が750キロワットを超えるもの ハ キロワットで表したグロス出力を立方メートルで表したエンジン体積で除した値が700を超えるもの	○	○	
	ディーゼルエンジン又はその部分品	高出力ディーゼルエンジン（定格回転数が1分につき2,300回以上であって、かつ、回転数が1分につき2,300回の時の正味平均有効出力が1.8メガワット以上のディーゼルエンジンをいう）の部分品の製造に必要な技術（プログラムを除く）			○
	ディーゼルエンジン又はその部分品	ピストンのトップリングの上死点位置において計測したシリンダーの壁面温度が450度を超える高出力ディーゼルエンジンであって、シリンダー壁面に固体、気相又は液体の潤滑剤を用いたもの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く）	○	○	
1 5	機微品目				
15 (3)	音波を利用した水中探知装置	えい航ハイドロホナーを用いて受信した音響データの長時間処理のための音響ビーム成形を行うために設計したプログラム又はそのプログラムの設計に必要な技術			○
	音波を利用した水中探知装置	えい航ハイドロホナーを用いて受信した音響データの長時間処理を行うためのソースコード			○
	音波を利用した水中探知装置	海底用又は港湾用ケーブルシステムを用いて受信した音響データの長時間処理のための音響ビーム成形を行うために設計したプログラム又はそのプログラムの設計に必要な技術			○
	音波を利用した水中探知装置	海底用又は港湾用ケーブルシステムを用いて受信した音響データの長時間処理を行うためのソースコード 次のイ及びロに該当するもの（ソースコードを含む） イ 第9条第一号イ（六）に該当するものからの音響データを実時間で処理するもの ロ 水中において活動する人の位置を自動的に探知するようにデータを処理するプログラム（探知するための音響データを実時間で処理するプログラムを含む）			○
15 (4)	慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置	慣性航法装置その他の慣性装置に用いることによって、これらの装置を第10条第三号に該当するようにすることができるように設計したプログラム 船首データと次のいずれかに該当する航法データを連続的に統合し、慣性航法装置その他の慣性装置に用いることによって、これらの装置を第10条第三号に該当するようにすることができるプログラム（ソースコードのものに限る）			○
	慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置	イ ドップラー効果を利用するレーダーからの速度データ ロ ジーピーエス又はグローブからの航法データ ハ データベース参照航法装置からのデータ			○
15 (5)	ジャイロ天測航法装置又は天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置	ジャイロ天測航法装置又は天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置に用いることにより、その装置を第10条第四号に該当するようにすることができるように設計したプログラム			○
15 (5) 2	水中ソナー航法装置	水中ソナー航法装置に用いることによって、その装置を第10条第七号に該当するようにすることができるように設計したプログラム 船首データと次のいずれかに該当する航法データを連続的に統合し、水中ソナー航法装置に用いることによって、その装置を第10条第七号に該当するようにすることができるプログラム（ソースコードのものに限る）			○
	水中ソナー航法装置	イ ドップラー効果を利用するレーダーからの速度データ ロ ジーピーエス又はグローブからの航法データ ハ データベース参照航法装置からのデータ			○
15 (6)	ガスタービンエンジンの部分品	ガスタービンエンジンの部分品であって、次のいずれかに該当するもの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く） イ 一方向性凝固又は単結晶の合金で鍛造されたガスタービンのブレード、バーン又はチップジョイントであって、1,000度の温度において単結晶に垂直な方向に200メガパスカルの応力が発生する荷重を加えたときの応力破断時間が400時間以上のもの	○	○	
	ガスタービンエンジンの部分品	上記に該当する技術の設計に必要なプログラム	○		

事例 4 D大学



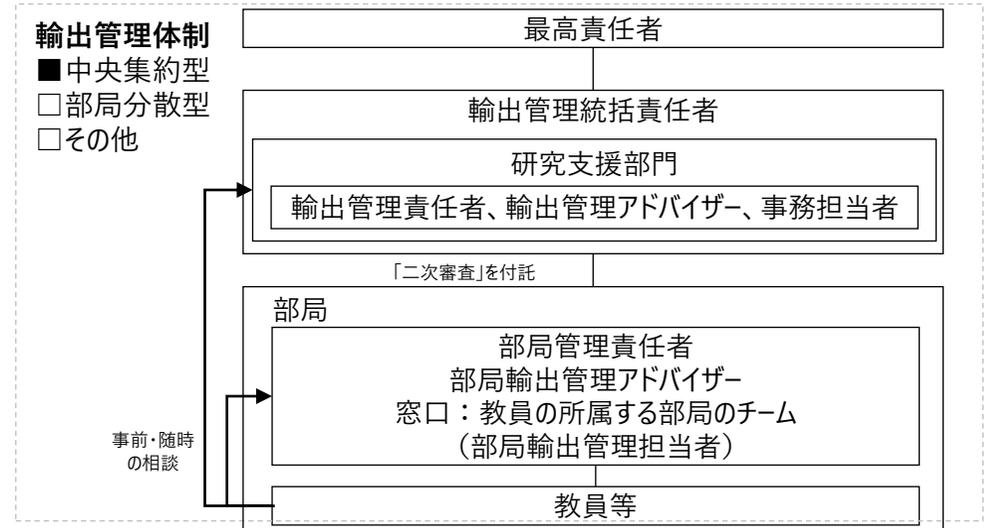
基本情報

大学の基本情報

教員数・学生数	教員数 約700名 学生数 約7,100名 (内、留学生数 約150名)
事前確認件数	約400件/年
学部	<input checked="" type="checkbox"/> 人文科学系 <input checked="" type="checkbox"/> 社会科学系 <input checked="" type="checkbox"/> 自然科学系 <input checked="" type="checkbox"/> 医歯薬系

管理体制図*

*特段の記載がない限り、資料中の「本部」は輸管事務局を指す。



管理体制・方法の概要・特徴

管理体制

- 中央集約型の管理体制を採用。各部局による簡単な一次スクリーニング結果を本部に集約し、該非判定を一元的に実施。本部は兼任教員1名、専任教員1名及び事務補佐員2名で対応。これに加えて全学横断的な調整を研究支援部門の事務担当1名が担当。
- 部局の輸出管理担当者はいずれも兼務であり、海外出張、貨物の輸出、外国人研究者受入は総務系、留学生受入は学務系の担当が一次スクリーニングを実施。

輸出管理手続

- 海外出張に伴う貨物・技術の持ち出しや、国際共同研究、留学生受入れ等を予定する教員が部局輸出管理担当者に事前チェックシートを提出。リスト規制・キャッチオール規制の対象となる可能性がある場合は、あわせて一次審査願を提出。
- 部局による一次審査では、事前チェックシートと一次審査願を確認し、本部による該非判定・取引審査を要す場合は本部に二次審査を申請、部局輸出管理責任者が取引を承認する場合は部局にて書類を保管し、「写」を本部に提出することとしている。
- 本部では、二次審査として該非判定・取引審査を実施し、輸出規制対象の場合は経済産業大臣への輸出許可申請を実施。

特徴的な取組等

- 秘密情報管理、営業秘密管理等とのリンク（技術流出防止）、利益相反マネジメントとのリンクにより、トータルリスクマネジメントを実施している。
- 基礎科学分野の研究活動に係る例外適用は、「基礎研究」との混同を避けるために、用いないこととしている。

事例4 D大学 機微度調査

調査の実施概要

頻度	必要に応じて（特許出願、共同研究を実施する時等）
実施方法	■書面 ■実地（必要に応じて） □その他
付随的な実施目的	■学内管理の効率化・実効性改善 □周知（教員の理解促進等）
対象者	□全研究室/教員 ■一部研究室/教員（特許出願、共同研究等に係る申請があった教員等） □その他

調査設計の背景

背景

- 機微な貨物・技術の学内の保有状況や各研究室の研究内容について体系的なデータベースを構築したいと考えていたが、網羅的な調査は人的リソースの制約から実施困難であった。

狙い・工夫

- マンパワーの制約を考慮し、網羅的な一斉調査の定期実施ではなく、特許出願、共同研究、兼業、その他個別事案の申請の都度、申請教員の機微な貨物・技術の保有状況を提出書類でチェックし、その結果をデータベースに整理することで情報を蓄積する方法（リアクティブ形式）を採用。
- まずはエクセルファイルで管理することとした。

調査の実施フローとポイント

調査票作成

- 本部にて各種調査票（特許出願、共同研究契約、兼業、その他個別事案の申請時のチェックリスト）の様式を作成。
- 調査項目：
 - 提供する技術・物品の名称とリスト規制・キャッチオール規制の該非

調査票の記入

- 教員等に同調査票の提出を義務づけ。

回収・集計

- 教員等はMoodleに同書類をアップロード（エクセルまたはワード形式）する形で提出。
- 調査票を提出しないと次の申請ステップに進むことができない形態とすることで全件回収を担保。

書面内容確認

- 本部で内容を確認。

詳細調査

- リスト規制に関連する物品を扱っているなど、輸出管理の観点から慎重な確認を要する回答が見られた場合には対面ヒアリングを実施。

リスク評価・活用

- 担当者ベースでの各研究者の研究状況の把握に活用。

今後の予定

- 研究インテグリティの確保に向けた対応を本格化させていく上で、共同研究、各研究者の活動、兼業状況、本調査結果を含む輸出管理に関連するすべてのデータを統合し、活用していくことを検討。
- これまでの調査対象は共同研究を積極的に実施する教員が中心であったが、今後は基礎研究等に主眼を置く教員へも対象を拡大し、機微な貨物・技術の保有状況の調査を進めていく予定。

参考資料1

参考資料1

調査状況の管理様式（例）

製品名	メーカー	型式等	申告者	申告者所属	確認日	確認結果	輸出令別表第一	外為令	貨物等省令	活動形態
●●	●●	●●	●●	●●	●●/●●		●	●●	●●	
						該当				海外出張
						非該当				海外発送
						対象外				留学生受入
										研究者受入
										共同研究
										MTA
										知財届出
										兼業
										その他

ポイント：

以下の調査タイミングで得られた内容をエクセル形式で集約している

- ①事前の個別相談時
- ②共同研究/受託研究開始前の「研究インテグリティに係る回答書」の一部
- ③海外機関とのMTA/NDA締結前の個別ヒアリング
- ④海外機関との兼業申請時における個別ヒアリング
- ⑤知的財産(特に発明)届出

事例 5 E大学



基本情報

大学の基本情報

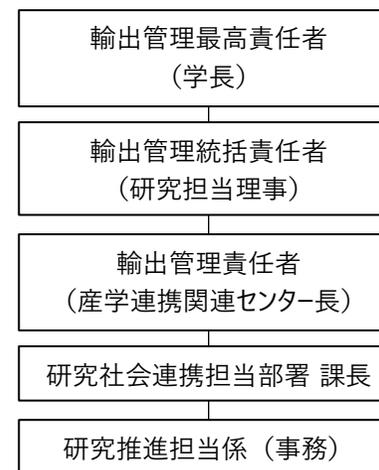
教員数・学生数	教員数 約220名 学生数 約4,000名 (内、留学生数 約140名)
事前確認件数	約60件/年
学部	<input checked="" type="checkbox"/> 人文科学系 <input checked="" type="checkbox"/> 社会科学系 <input checked="" type="checkbox"/> 自然科学系 <input type="checkbox"/> 医歯薬系

管理体制図*

*特段の記載がない限り、資料中の「本部」は輸管事務局を指す。

輸出管理体制

- 中央集約型
- 部局分散型
- その他



管理体制・方法の概要・特徴

管理体制

- 中央集約型の管理体制を採用。文系中心の小規模大学であることから各学部には輸出管理部門を置かず、本部の研究社会連携担当課長が輸出管理の実務を担当。同課長の指揮下で、研究推進担当の事務職員1名が各種提出資料の確認や説明会準備等の実務を実施している。

輸出管理手続

- 貨物輸出や研究者受入れ等の事案が生じた際には各学部から本部の研究推進担当係に事前確認シートを提出し、必要に応じて該非判定や取引審査を実施。
- 事前確認シートは、「貨物の輸出・技術の提供」と「外国人の受入れ」の2種類を用いている。
 - 「貨物の輸出・技術の提供」について、海外出張や学会発表に伴う提出件数が多い。
 - これまでに許可申請実績は無い。

事例5 E大学 機微度調査

調査の実施概要

頻度	四半期に1回
実施方法	<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 実地 <input checked="" type="checkbox"/> その他
付随的な実施目的	<input checked="" type="checkbox"/> 学内管理の効率化・実効性改善 <input type="checkbox"/> 周知（教員の理解促進等）
対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 全研究室/教員 <input type="checkbox"/> 一部教員/研究室 <input type="checkbox"/> その他

調査設計の背景

背景

- 大学の安全保障貿易管理に関する経済産業省・文部科学省合同調査にて機微技術の学内保有状況を問う設問があり、適切に回答すべく、学内教員の研究内容と技術の保有状況を把握することとした。

狙い・工夫

- 輸出管理担当のマンパワーの不足をふまえ、学内教員に質問票への回答を要請する調査形式ではなく、本部において学内の研究者データベース等の既存情報で各教員の研究内容を調査し、その結果を一覧化する方法を採用した。

調査の実施フローとポイント

参考資料1

学内調査

- 本部にて、常勤の全教員を対象に大学の研究者データベース、事前確認シート、ホームページなどで各教員の研究内容や機微技術の保有状況等を調査し、その結果を基に一覧表（エクセル）を作成。
 - 大学独自の研究者総覧（Web公開）や部局ホームページから、教員、研究テーマ、内容、キーワード等の情報を抽出し、リスト化。
 - 機微度が高い技術を伴う研究を行う研究者は色付けして可視化する。
- 教員の異動等を反映するため、四半期を目途に事務担当者が1人でリストを更新（所要期間は1週間程度）。
 - 研究内容変更の可能性をふまえ、在籍中の教員を含む全常勤教員を対象に見直しを実施。
- 本部による把握が目的のため、教員へは結果を通知していない。

詳細調査

- 確認の結果、リスト規制に該当する可能性のある場合は研究者へ詳細調査（メール）を実施。
 - 詳細調査では研究内容の確認を行うと共に、該当する可能性のあるリスト規制項目をマトリクス表からリストアップし、該非を教員と共に確認。
 - 必要に応じて実地調査を実施。

リスク評価・活用

- 一覧表で整理した情報については、個別事案に係る事前確認シートの確認などの通常の輸出管理業務に活用している。
- 担当者が兼務している産学連携業務にも寄与している。

参考資料1

一覧表

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
	氏名	シメイ	役職	慎重な審査が必要となる研究分野一覧に該当するか否か	注意度	注意すべき研究内容	対応するリスト規制項番	聴き取り結果	研究分野1大項目	研究分野1小項目	研究分野2大項目	研究分野2小項目
1	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼
2												

Z	AA	AB	AC	AD	AE	AF	AG	AH	AI	AJ
研究キーワード1	研究キーワード2	研究キーワード3	研究キーワード4	研究キーワード5	研究キーワード6	研究キーワード7	研究キーワード8	研究キーワード9	研究キーワード10	研究キーワード11
▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼

ポイント：

- 「研究分野」「研究キーワード」は学内研究者総覧HPから転記。研究キーワードについては、研究者総覧の他、所属組織（学部等）のHPより転記。
- 「研究分野」が、経産省のガイダンスにある「慎重な審査が必要となる研究分野一覧」にリストアップされている分野に該当する場合は、「慎重な審査が必要となる研究分野一覧に該当するか否か」に○を付ける。
- 「注意度」は「研究分野」、「研究キーワード」、研究者総覧HPに記載されている論文などの情報から総合的に判断して決定。内容的に、リスト規制該当の可能性がある場合は、該当の教員に個別調査を行い、その結果を「聴き取り結果」に記載。
- それ以外に、事前確認シートの判定時などに得た情報があれば「聴き取り結果」欄に追記する。

事例 6 F大学



基本情報

大学の基本情報

教員数・学生数	教員数 約580名 学生数 約4,900名 (内、留学生数 55名)
事前確認件数	0件 (過去提出実績なし)
学部	<input checked="" type="checkbox"/> 人文科学系 <input type="checkbox"/> 社会科学系 <input type="checkbox"/> 自然科学系 <input type="checkbox"/> 医歯薬系

管理体制図*

*特段の記載がない限り、資料中の「本部」は輸管事務局を指す。

輸出管理体制

- 中央集約型
- 部局分散型
- その他



管理体制・方法の概要・特徴

管理体制

- 教育系単科大学であり、管理対象範囲が限定されていることから中央集約型の管理体制を採用。理事直轄の部署である研究支援関連部署が輸出管理業務を担当。同部署は輸出管理に限らず、地域連携、研究用務などを主に担当している。
- 部署の構成は、課長1名、副課長1名、統括係長1名、係長1名、主任1名、職員1名、非常勤職員2名の合計8人。基本的に輸出管理業務は兼務として実施している。

輸出管理手続

- 輸出管理手続は基本的に経済産業省のガイダンスやモデル規程の通りの体制・手続を採用。教員が事前確認シートを提出し、研究支援関連部署で集約する手続としている。事前確認シート等は紙媒体で運用している。
- 人文科学系大学であることもあり、現在までに該非判定・取引審査にまで至ったことはない。

事例6 F大学 機微度調査

調査の実施概要

頻度	1年に1回（1月頃）
実施方法	■書面 □実地 □その他
付随的な実施目的	■学内管理の効率化・実効性改善 ■周知（教員の理解促進等）
対象者	■全研究室/教員 □一部研究室/教員 □その他

調査設計の背景

背景

- 文系学部のみでの自学では外為法に関する技術・貨物等は保有していないと認識しているが、この認識が正しいことを確認するために網羅的に調査を実施することとした。

狙い・工夫

- 調査では、リスト規制該当技術・貨物の保有状況を確認。
- 教育系単科大学であることもあり、教員は輸出管理にあまり馴染みがないことから、教員への普及・啓発目的も兼ねて調査を実施。
- 調査の際は経済産業省のリーフレットや合体マトリクス表を学内掲示板に掲載し、教員自身が不明点を調べられるようにしている。

調査の実施フローとポイント

参考資料1

調査票作成

- 本部にて調査票を作成。
- 調査項目：
 - 通常兵器・大量破壊兵器等に係る研究の実施の有無
 - 兵器等への転用が可能な技術の保有状況
 - 上記に該当する貨物（装置・材料・設計図・生物等）の保有状況

調査票配付

- 理事名（輸出管理統括責任者）で各教員に回答を依頼。
- 学内の教育情報システム上（Web）で回答。教員がシステムにアクセスすると調査依頼が表示。
- 普及・啓発を兼ねているため、経済産業省のリーフレットや、合体マトリクス表も学内掲示板に掲載し、教員が自身で調べられるような仕組みにしている。

回収・集計

- 回答期間は1か月程度。
- 設問数は3問で、設問内容もかみ砕いた内容であるため容易に回答可能。新しい教員も問題なく回答している。
- 学内システムで本部が集計を実施。

リスク評価

- リスト規制該当技術を保有していないことを確認。

参考資料1

調査票

大学安全保障輸出管理 調査

本調査は、大学安全保障輸出管理規則第 19 条に基づき、リスト規制対象の貨物及び技術の保有状況について統括責任者が把握するものです。以下の質問 (Q 1～Q 3) にご回答をお願いします。

なお、統括責任者が教職員等に対し外為法等及び本規則の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、輸出管理に関する教育も兼ねています。以下の質問に回答する前に、安全保障貿易管理リーフレット「先生!!ちょっと待ってください!」(掲示板に掲載)を一読願います。

Q 1 あなた (研究者) は通常兵器・大量破壊兵器等に係る研究開発を行っていますか?

- はい
- いいえ
- その他 (不明)

Q 2 あなた (研究者) は兵器等に転用できる技術 (「公知」及び「基礎科学」を除く) を持っていますか?

- はい
- いいえ
- その他 (不明)

Q 3 あなた (研究者) は Q 1 又は Q 2 に関する貨物 (装置・材料・設計図・生物等) を持っていますか?

- はい

- いいえ
- その他 (不明)

「はい」及び「その他 (不明)」と回答した方: 当該貨物・技術について、合体マトリクス表 (URL) を使って更に詳しく検索しますので、研究内容等を以下の担当課にお知らせ願います。

「いいえ」と回答した方: 調査は終了です。

【問い合わせ先・担当】

文書の最後 ■

事例7 G大学



基本情報

大学の基本情報

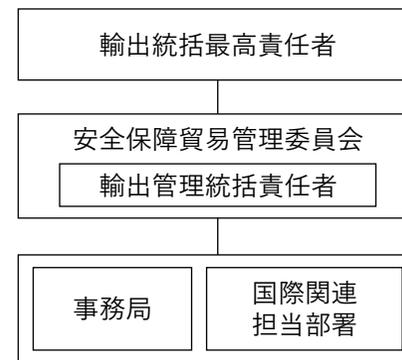
教員数・学生数	教員数 約300名 学生数 約4,400名 (内、留学生数 約60名)
事前確認件数	約90件/年
学部	<input type="checkbox"/> 人文科学系 <input type="checkbox"/> 社会科学系 <input checked="" type="checkbox"/> 自然科学系 <input checked="" type="checkbox"/> 医歯薬系

管理体制図*

*特段の記載がない限り、資料中の「本部」は輸管事務局を指す。

輸出管理体制

- 中央集約型
- 部局分散型
- その他



※その他研究インテグリティ関連部署・利益相反管理関連部署と連携

管理体制・方法の概要・特徴

管理体制

- 輸出管理業務は、輸出管理統括責任者を委員長とする安全保障貿易管理委員会（以下、委員会）の指揮下で委員会事務局と国際関連担当部署が担当。
- 事務のとりまとめは国際関連担当部署であるが、実務の大部分は委員会事務局に所属する2名の事務職員が実施している。

輸出管理手続

- 輸出の場合は、取引を行う教職員等が「輸出申請審査書」を委員会に提出。委員会が該非判定を実施し、必要に応じて経済産業省への相談・許可申請を経て取引を承認している。
- 人の受入れ等については、受入れを行う教職員等が事前確認を委員会事務局に提出。委員会事務局が一次審査を実施し、委員会による審査を必要と判断した場合には、輸出に準ずる手続により確認と承認を実施。委員会の審査を不要と判断した場合には事務局が取引を承認。

事例7 G大学 機微度調査

調査の実施概要

頻度	3年に1度（7月～10月） ※一部対象者については中間調査を実施。（年1回）
実施方法	■書面 ■実地（必要に応じて） □その他
付随的な実施目的	■学内管理の効率化・実効性改善 ■周知（教員の理解促進等）
対象者	■全研究室/教員 ※以下を除外対象としている ✓ 教育関連センター所属の講師、メンバー等 ✓ 助手、クロスアポイントメントの教員 □一部研究室/教員 □その他

調査設計の背景

背景

- 昨今の国際情勢下での大学による安全保障貿易管理の重要性の高まりや、これに関連した関係省庁の指導をふまえ、学内のリスト規制品（貨物・技術）の管理を強化し、学内の機微技術保有状況とその管理者の全体像を把握する必要性を感じていた。

狙い・工夫

- 該非判定に係る教員の負担軽減及び登録漏れの防止を目的に、経済産業省アドバイザーの支援を受けて該非判定項番推定支援ツール（以下、調査ツール）を導入し、これを用いた調査を実施。
- 既存の学内申請システムと親和性が高い調査ツールを導入することで、申請・調査に係る教員の負担を軽減。
- 調査時期は教員の業務負荷が少ない夏場に設定。

調査の実施フローとポイント

調査票作成

- 本部にて学内申請システムを用いて調査票（調査対象者リスト）を作成。

参考資料1

調査票配付

- 調査対象者あてにメールで通知文（調査ツールの操作利用説明書を含む）を送付。
- 各教員は、自らが保有する貨物・技術に関連する項番の特定とその該非判定を調査ツールを用いて実施し、その結果を学内申請システムへ登録。
- 調査非対象年度には中間調査として、調査で「保有あり」・「保有かつ該当あり」と回答した教員の追跡調査および当該年度の新任教員向け調査を実施。

参考資料2

回収・集計

- 100%の回答率を実現。
- 申請システムの管理者画面を通じて教員がどのような技術を保持しているか本部で確認。
- 教員の回答内容は管理表としてエクセル化され、管理表には過去2年間の保有履歴が記録されている。

参考資料3

詳細調査

- 回答内容に懸念がある場合は、追加で実地調査を実施。

リスク評価・活用

- 調査結果を研究インテグリティや利益相反管理の関連部署と連携し、輸出管理や兼業管理の濃淡付けに活用。
- 研究室を①重点管理セクション、②管理セクション、③通常管理セクションに分類し、①>②>③の順で厳格な管理を実施。
- 研究者自身も調査を通じて、機微技術に関する認識と理解を深め、自身の機微技術保有の有無について把握できた。

事例7 G大学 参考資料

参考資料1

調査票

安全保障貿易管理関連

安全保障貿易管理関連

お知らせ

【通知】

- 外為令及び輸出令の一部改正 2023年7月21日施行 [PDF](#)
- 外為令及び輸出令の一部改正 2023年7月23日施行 [PDF](#)

【リスト規制対象の保有状況調査 支援ツール (2023年度)】

- 進め方のおしり [PDF](#)
- 該非判定の該当キーワード一覧辞書V3.6 (資料1) [PDF](#)
- 該非判定の該当キーワード一覧辞書V3.6 (資料1) [PDF](#)
- 該非判定の該当キーワード一覧辞書V3.6 (資料1) [PDF](#)
- 該非判定の該当キーワード一覧辞書V3.6 (資料1) [PDF](#)

該非判定項番推定支援ツール
を使用して確認対象項番を絞る

項番より該非を判定する

該非判定結果を申請システムへ
登録する

実施マニュアル

- 安全保障貿易管理実施マニュアル [PDF](#)

様式集

- 海外出張等に伴う技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート [PDF](#)

7

ID・パスワード入力後の画面

トップ > 安全保障貿易管理

リスト規制対象の保有状況の申請

リスト規制対象の保有状況の申請を行います。
該非判定項番推定支援ツール [PDF](#) で該当する研究や技術が存在しない場合は、「申請なし」にチェックして次へ進んで下さい。

リスト規制対象の保有状況

リスト規制対象の保有状況の申請 申請あり 申請なし

次へ

申請有無を入力

安全保障貿易管理に戻る

トップ > 安全保障貿易管理

リスト規制対象の保有状況の申請

該非判定項番推定支援ツール [PDF](#) にキーワードを入力して得た出力結果を、以下のフォームに入力して申請を行って下さい。

*は必須項目です。

該当品保有ありの場合
判定結果を入力

【タイトル (メモ)】

申請するタイトルを入力して下さい。研究名や技術の名称等、分かりやすいタイトルを記入して下さい。

タイトル (メモ) *

タイトル

※最大100文字

【キーワード】

該非判定項番推定支援ツール [PDF](#) に入力したキーワード (1~8) を記入して下さい。[PDF](#) と同じ順番になる様に注意して下さい。(コピーして貼り付けがおすすめです)

キーワード1 *	キーワード <input type="text"/>	キーワード5	キーワード <input type="text"/>
キーワード2	キーワード <input type="text"/>	キーワード6	キーワード <input type="text"/>
キーワード3	キーワード <input type="text"/>	キーワード7	キーワード <input type="text"/>
キーワード4	キーワード <input type="text"/>	キーワード8	キーワード <input type="text"/>

【該非判定結果】

該非判定項番推定支援ツール [PDF](#) の推定結果を入力して下さい。
(推定結果のシートに表示されたものをそのまま認識して、枠内にコピーして貼り付けてください。貼り付け後の見だ目の●の"位置ずれ"等は修正不要です。)

推定結果 *

No.	輸出先別表第一	貨物等番号	KW1	KW2	KW3	KW4	KW5	KW6	KW7	KW8	KW9	KW10	推定評価
-----	---------	-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------

9

(依頼) 2023年度_リスト規制技術・貨物の保有状況調査実施の件

配信各位 ※本メールは調査対象者に送付しています。

お世話になります。
安全保障貿易管理委員会・事務局からの依頼です。

2023年度_リスト規制技術・貨物(物品)の保有状況調査を実施しますのでご連絡します。

本調査は本学・安全保障貿易管理規程_第11条(3)に基づき行うものです。
「機微技術を所有する可能性がある」と認められた教職員に対し、年1回の現況報告を求め
るものとする。」

尚、外為令及び輸出令の一部改正(2023年7月23日施行)が行われ、半導体関連品目を
主として23品目が追加となりました。

※添付PDFを確認ください。
これに伴い、E科、H科につきまして今年度調査の対象に加えしました。

調査対象者
・2022年度の保有状況調査において、「該当あり」・「保有有り」と回答された教員
・2022年10月～2023年6月まで入職された教員
・E科教員
・H科教員

調査と申請
リスト規制技術・貨物(物品)の保有状況につきまして確認の上、報告(申請)してください。
(1)該当物・技術がある場合、その該当内容・判断内容を報告(記録)
(2)該当物・技術がない場合、「ない」という事実を報告(記録)

・調査の進め方は、添付資料「リスト規制対象の保有状況調査について」進め方のしおり”
を確認してください。
・調査ツール [] と操作利用説明書は以下にあります。
(補足)ツールと操作利用説明書でバージョンが違っていますが問題ありません。
・調査申請は以下から行ってください。
(補足)マニュアルも以下に掲載してあります。

注意事項
前回の調査と比較して、自身の研究の内容は変わらず、研究周辺分野を新たに広げたり
していない場合でも、今年度の確認を行った記録として必ず報告(申請)をお願いいたします。

例1) 以下に該当する場合は新たな内容で報告をお願いします。
* 研究を周辺分野などに広げたり、新たな研究を始めたために、リスト規制対象の技術や
物品保有が増えた。
* 研究を縮小し、リスト規制対象の技術や物品保有が減った、あるいは無くなった。

例2) 以下に該当する場合は今年度分の確認を行った記録として報告をお願いします。
* 研究内容に変更は無く、リスト規制対象の技術や物品保有は何も変わらない。
(前回登録分をコピーして登録することも可能です。)

登録期限 10月13日まで

ご質問等ございましたら事務局宛をお願いいたします。

以上
6

参考資料3-1

調査票の管理者画面

HOME > 安全保障貿易管理 > リスト規制申請

リスト規制対象の保有状況の申請

タイトル	有機合成
教員名	

登録結果確認

KW1	ほう素化合物	KW2	シリコニウム化合物	KW3	マグネシウム	KW4	リチウム化合物
KW5	リチウム	KW6	重水	KW7	蒸留塔	KW8	真空蒸留

No.	輸出令別表第一				貨物等指令				推定評価	該当
	KW1	KW2	KW3	KW4	KW5	KW6	KW7	KW8		
1	第2項(10)				第1条第十号ロ				●●●●	
2	第2項(24)				第1条第二十九号				●●●●	該当
3	第2項(20)				第1条第二十五号				●●●	該当
4	第2項(26)				第1条第三十一号				●●●	該当
5	第2項(21)				第1条第二十六号ハ				●●●	該当
6	第2項(6)				第1条第六号				●●●	

10

「リスト規制対象の保有状況」申請一覧

①登録状況確認(画面)
保有あり

2023年度

No	タイトル	教員名	更新日	詳細
1	カメラ		2023-11-08 13:03:46	詳細
2	ニューラルネットワークと信号処理		2023-11-07 18:10:10	詳細
3	悪天候下におけるUAVの飛行特性に関する研究		2023-12-05 12:33:52	詳細
4	通信ネットワーク用光機能素子の研究		2023-11-29 17:56:39	詳細
5	有理整数環の3次元拡大環における省メモリな代数演算の研究		2023-10-24 15:35:12	詳細
6	遺伝子組換えとその応用		2023-10-24 10:28:57	詳細
7	有機合成		2023-10-18 20:39:10	詳細
8	有機合成		2023-10-18 20:32:06	詳細
9	有機合成		2023-10-18 20:26:53	詳細

HOME > 安全保障貿易管理 > リスト規制申請

「リスト規制対象の保有状況」申請なしのユーザー一覧

No	教員名	申請日
1		2023-11-20 08:24:59
2		2023-11-15 16:23:26
3		2023-11-14 21:40:15
4		2023-11-08 09:30:37
5		10:24:54
6		10:05:03
7		13:16:22
8		2023-10-24 09:35:05
9		2023-10-23 15:35:39
10		2023-10-23 15:35:39

②登録状況確認(画面)
保有なし

ダウンロードした申請データ 該当ステータス「1」(赤字)は該当項目

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S
1	保有有(者)および該当有(者) ※赤字 該当有(者)																	
2	教職員番号	ユーザー名	所属	役職	タイトル	輸出令別表第一	貨物等省令	KW1	W2	KW8	推定評価	該当	更新日時	作成日時				
3			工学部応用化学科		試薬	第3項 (1)	第2条1項第一号	ジエチルアミン	ウレタン		4	0	2023/8/9 14:51	2023/8/9				
4			工学部応用化学科		試薬	第3項 (1)	第2条1項第三号											
5			工学部応用化学科		試薬	第4項 (6)	第3条第七号イ～ニ											
6			工学部応用化学科		試薬	第4項 (6)	第3条第七号レ～ツ											
7			工学部応用化学科		試薬	第14項 (2)	第13条2項第二号											
8			工学部応用化学科		有機化合物	第2項 (3)	第1条第三号											
9			工学部応用化学科		有機化合物	第2項 (20)	第1条第二十五号	ほう素化合物										
10			工学部応用化学科		有機化合物	第2項 (21)	第1条第二十六号八											
11			工学部応用化学科		有機化合物	第2項 (24)	第1条第二十九号											
12			工学部応用化学科		有機化合物	第2項 (49)	第1条第五十九号											
13			工学部応用化学科		有機化合物	第2項 (10)	第1条第十号イ											
14			工学部応用化学科		有機化合物	第2項 (10)	第1条第十号ロ											
15			工学部応用化学科		有機化合物	第4項 (6)	第3条第七号ハ											
16			工学部機械工学科		CFRP複合材料の損傷評価	第2項 (16)	第1条第二十一号イ	振動試験機										
17			工学部機械工学科		CFRP複合材料の損傷評価	第2項 (16)	第1条第二十一号ロ	振動試験機										
18			工学部機械工学科		CFRP複合材料の損傷評価	第2項 (17)	第1条第二十二号ロ											
19			工学部機械工学科		CFRP複合材料の損傷評価	第4項 (24)	第3条第二十五号イ	振動試験機										
20			工学部機械工学科		CFRP複合材料の損傷評価	第4項 (24)	第3条第二十五号ロ	振動試験機										
21			工学部機械工学科		CFRP複合材料の損傷評価	第4項 (14)	第3条第十五号											
22			工学部機械工学科		CFRP複合材料の損傷評価	第4項 (15)	第3条第十六号ロ											
23			工学部機械工学科		CFRP複合材料の損傷評価	第5項 (18)	第4条第十五号ロ					3	1	2023/8/18 11:18	2023/8/18			
24			工学部機械工学科		CFRP複合材料の損傷評価	第5項 (18)	第4条第二号					2	0	2023/8/18 11:18	2023/8/18			
25			工学部機械工学科		CFRP複合材料の損傷評価	第5項 (18)	第4条第十五号ホ					2	0	2023/8/18 11:18	2023/8/18			
26			工学部機械工学科		CFRP複合材料の損傷評価	第5項 (18)	第4条第四号ホ					2	0	2023/8/18 11:18	2023/8/18			

事例 8 H大学

基本情報

大学の基本情報

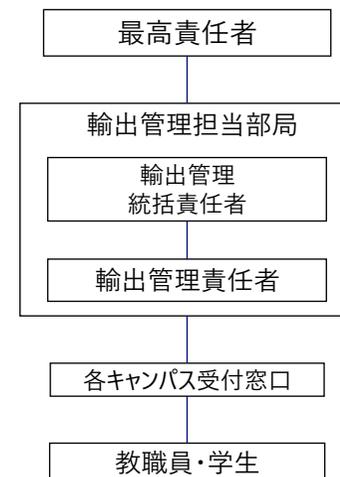
教員数・学生数	教員数 約1,400名 学生数 約1,800名 (内、留学生数 数名)
事前確認件数	約1件/年
学部	<input type="checkbox"/> 人文科学系 <input type="checkbox"/> 社会科学系 <input type="checkbox"/> 自然科学系 <input checked="" type="checkbox"/> 医歯薬系

管理体制図*

*特段の記載がない限り、資料中の「本部」は輸管事務局を指す。

輸出管理体制

- 中央集約型
- 部局分散型
- その他



管理体制・方法の概要・特徴

管理体制

- 本部の研究インテグリティの担当部署が、同業務の一部として輸出管理を担当する中央集約型を採用。
- 輸出管理統括責任者、輸出管理責任者および担当者の3名体制で輸出管理業務を実施。
- このほか各キャンパスの総務担当が受付窓口として、事前確認シートなど必要な審査書類の形式的確認を実施。

輸出管理手続

- 輸出管理対象となる取引が生じた際は、各キャンパスの受付窓口が教職員等からの申請を受理し、書類の不備等を確認。
- その後窓口から本部に必要書類を提出し、本部で輸出管理責任者による一次審査及び輸出管理統括責任者による二次審査を実施。

特徴的な取組等

- 海外から研究者を受け入れる際には奨学金の利用や入学のためのセキュリティチェックを実施しており、併せて事前確認シートの提出を求めている。
- 常勤・非常勤を問わず、研究者番号を持つ研究者及びそれに係る研究支援者を対象に安全保障輸出管理に係る研修を実施している。

事例8 H大学 機微度調査

調査の実施概要

頻度	年1回（12月～1月）
実施方法	■書面 □実地 □その他
付随的な実施目的	■学内管理の効率化・実効性改善 ■周知（教員の理解促進等）
対象者	■全研究室/教員 □一部研究室/教員 ■その他 ✓ 大学病院の検査部門も対象

調査設計の背景

背景

- 研究インテグリティの担当部署として、学内のあらゆるリスクの所在を把握する必要があった。
- 医学系の研究者が安全保障輸出管理の必要性を認識していない状況であった。

狙い・工夫

- 教員の作業負担の軽減と、輸出管理に対する意識啓発を図る観点から、従来から継続的に実施されて研究者の認知度も高い文科省調査の病原性微生物保有状況調査（以下、文科省調査）と機微度調査を統合して一体的に実施。
- 調査実施にあたり、これまでに文科省調査を担当していた医学系部署と連携し、同部署が専門的見地からアンケート項目の精査を実施。

調査の実施フローとポイント

参考資料1

調査票作成

- 文科省調査に掲載されている対象ウイルス等のリストに、リスト規制の生物兵器項目に該当するものを追加する形で Webアンケートフォームを作成。
 - 調査対象ウイルス等を①文科省調査のみ対象、②文科省調査・リスト規制双方の対象、③リスト規制のみ対象の3区分に分類。
- 共同で調査を実施する医学系部署にて、アンケート項目の精査を実施。
- 混乱を招く可能性があるため、リスト規制一覧は記載せず、各設問に関連する政省令の条項のみを記載し、深掘りは回答者に委ねている。

参考資料2

調査票配付

- 各部署担当者を通じて、研究室に対してメールで展開。
- 問合せ対応は本部が担当。

回収・集計

- 本部にて回答を集計。
- 集計結果を、共同で調査を実施する医学系部署と確認。
- 回答結果をもとに研究室名と該当ウイルスをエクセルで一覧化。
- 学内で保有するウイルスはほぼ固定化されているため、前年からの変更部分のみを確認することで業務を効率化。

リスク評価・活用

- 学長・副学長などの経営陣に学内のリスクと安全保障貿易管理の必要性を認識してもらうための啓蒙資料として活用。
- 危険物質の保有状況に関する当局ヒアリングに対応する際にエビデンスとして活用。

令和5年度 病原性微生物等の保有状況調査

【令和5年10月1日時点】で ████████ 学科内で保有している微生物等がある場合は該当する項目にチェックしてください。
 保有するものが無い場合は、「該当無し」にチェックしてください。
 本件に関する問い合わせ先 ████████ ████████ 内線 ████████

* 必須

1. キャンパス*

████████ キャンパス

████████ キャンパス

████████ キャンパス

████████ キャンパス

████████

2. ████████ 学科名*

回答を入力してください

3. 回答者氏名*

回答を入力してください

4. 回答者連絡用メールアドレス*

回答内容について照会する場合に使用します。

回答を入力してください

5. 人に病原性を有する生物剤及び毒素 (1) ウイルスその1*

病原性微生物の管理における対象

該当無し

インフルエンザウイルスA属 インフルエンザAウイルス (H2N2,H5N1,H7N7,H7N9)

エンテロウイルス属 ポリオウイルス (別途、厚生労働省に報告が必要のため該当有りの場合、連絡します。)

シンプレックスウイルス属 Bウイルス

ハンタウイルス属 ニューヨークウイルス

ハンタウイルス属 パヨウウイルス

ハンタウイルス属 ブーマラウイルス

ハンタウイルス属 ブラッククレークカナルウイルス

フラビウイルス属 ウェストナイルウイルス

フラビウイルス属 テングウイルス

フレボウイルス属 SFTSウイルス

A型肝炎ウイルス

E型肝炎ウイルス

ポイント：
 ①病原性微生物の管理対象、②病原性微生物・安全保障貿易管理共通対象のもの、③安全保障貿易管理における規制対象のもの、の3つのカテゴリーに分けてフォームを作成

6. 人に病原性を有する生物剤及び毒素 (1) ウイルスその2 *
病原性微生物・安全保障貿易管理(貨物等省令第2条の2第1項第一号)共通の対象のもの

- 該当無し
- アルファウイルス属 チクングニヤウイルス
- アルファウイルス属 西部ウマ脳炎ウイルス
- アルファウイルス属 東部ウマ脳炎ウイルス
- アルファウイルス属 ヘネスエラウマ脳炎ウイルス
- アレナウイルス属 ガナリトウイルス
- アレナウイルス属 サビアウイルス
- アレナウイルス属 チャノレウイルス
- アレナウイルス属 フニンウイルス
- アレナウイルス属 マチュポウイルス
- アレナウイルス属 ラッサウイルス
- エボラウイルス属 アイボリーコーストエボラウイルス
- エボラウイルス属 ザイールウイルス
- エボラウイルス属 スーダンエボラウイルス
- エボラウイルス属 ブンディブギョエボラウイルス
- エボラウイルス属 レストンエボラウイルス
- オルソボックスウイルス属 サル痘ウイルス
- オルソボックスウイルス属 痘そうウイルス

- ナイロウイルス属 クリミア・コンゴ出血熱ウイルス
- ハンタウイルス属 アンデスウイルス
- ハンタウイルス属 シンノンブレウイルス
- ハンタウイルス属 ソウルウイルス
- ハンタウイルス属 ドブラバーベルグレドウイルス
- ハンタウイルス属 ハンタンウイルス
- ハンタウイルス属 ラグナネグラウイルス
- フラビウイルス属 黄熱ウイルス
- フラビウイルス属 オムスク出血熱ウイルス
- フラビウイルス属 キャサヌル森林病ウイルス
- フラビウイルス属 日本脳炎ウイルス
- フラビウイルス属 ダニ媒介脳炎ウイルス
- フレボウイルス属 リフトバレー熱ウイルス
- ベータコロナウイルス属 MERSコロナウイルス
- ベータコロナウイルス属 SARSコロナウイルス
- ヘンパウイルス属 コパウイルス
- ヘンパウイルス属 ヘンドラウイルス
- マールブルグウイルス属の全てのウイルス
- リッサウイルス属 狂犬病ウイルス
- リッサウイルス属のウイルス (狂犬病ウイルスを除く。)
- リンノ球形神経髄膜炎ウイルス

7. 人に病原性を有する生物剤及び毒素 (1) ウイルスその3 *
安全保障貿易管理(貨物等省令第2条の2第1項第一号)における規制対象

- 該当無し
- アンテアン・ポテト・ラテント・ウイルス
- オロポーチウイルス
- 再構成1918年インフルエンザウイルス
- 水溶性口炎ウイルス
- セントルイス脳炎ウイルス
- 斑疹病ウイルス
- テュクロウイルス
- ニューカッスル病ウイルス
- 豚水疱病ウイルス
- 豚テシオウイルス
- 豚ヘルペスウイルス-1
- ブルータングウイルス
- ポテト・スピンドル・チュバー・ウィロイド
- ポフッサンウイルス
- マレー-溪谷脳炎ウイルス
- ヤギ痘ウイルス
- 羊痘ウイルス
- ランピースキン病ウイルス
- ルヨウイルス
- ロシオウイルス

8. 人に病原性を有する生物剤及び毒素 (2) 細菌その1 *
病原性微生物の管理における対象 (クラミジア、リケッチアを含む。)

- 該当無し
- オリエンチア属 ツツガムシ
- サルモネラ属 エンテリカ (血清型がタイフィ)
- サルモネラ属 エンテリカ (血清型がリ(ラタイフィA)
- シフテリア属
- ハリトネラ属 クインタナ
- イヌ流産菌
- ボレリア属 デュトニイ (その他ダニが媒介するボレリア属の細菌)
- ボレリア属 フレグドルフェリ
- ボレリア属 レカレンティス (その他シラミが媒介するボレリア属の細菌)
- 結核菌
- 日本紅斑熱リケッチア
- ロッキー山紅斑熱リケッチア
- レジオネラ属の細菌
- レプトスピラ属の細菌

9. 人に病原性を有する生物剤及び毒素 (2) 細菌その2 *

病原性微生物・安全保障貿易管理(貨物等省令第2条の2第1項第二号)共通の対象のもの

- 該当無し
- 腸管出血性大腸菌 (血清型026, 045, 0103, 0104, 0111, 0121, 0145及び0157)
- ベスト菌
- オウム病クラミジア
- ボツリヌス菌
- コクシエラ属バーネッティ
- 赤痢菌
- 炭疽菌
- 鼻疽菌
- 類鼻疽菌
- コレラ菌
- ウシ流産菌
- ブタ流産菌
- マルタ熱菌
- 野兔病菌
- 発疹チフスリケッチア

10. 人に病原性を有する生物剤及び毒素 (2) 細菌その3 *

安全保障貿易管理(貨物等省令第2条の2第1項第二号)における規制対象

- 該当無し
- アルゲンチネンス菌 (ボツリヌス神経毒素産生株に限る)
- ウェルシュ菌 (イブシロン毒素産生型のものに限る)
- 志賀赤痢菌
- チフス菌
- バラチ菌 (ボツリヌス神経毒素産生株に限る)
- ブチリカム菌 (ボツリヌス神経毒素産生株に限る。)
- 山羊伝染性胸膜肺炎菌 F 38株

11. 人に病原性を有する生物剤及び毒素 (3) 真菌その1 *

病原性微生物・安全保障貿易管理(貨物等省令第2条の2第1項第五号)共通の対象のもの

- 該当無し
- コクシディオイデス属 イミチス

参考資料1

調査票 (Webフォーム) (5/6)

11. 人に病原性を有する生物剤及び毒素 (3) 真菌その1 *
 病原性微生物・安全保障貿易管理(貨物等省令第2条の2第1項第五号)共通の対象のもの

- 該当無し
- コクシディオイデス属 イミチス

12. 人に病原性を有する生物剤及び毒素 (3) 真菌その2 *
 安全保障貿易管理(貨物等省令第2条の2第1項第五号)における規制対象

- 該当無し
- クラビバクター・ミシカネシス亜種セドニカス
- コクシディオイデス・ボサダシ
- コレトリウム・カーハワイ
- ザントモナス・アルビネアンス
- ザントモナス・オリゼ・バンバー・オリゼ
- ザントモナス・アクソノボディス・バンバー・シトリ
- シンキトリウム・エンドピオチウム
- スクロフトラ・ライシアエ・バラエティー・ゼアエ
- セカフォラ・ソラニ
- チレチア・インディカ
- バイボラリス・オリゼ
- ブクシニア・グラミニス亜種グラミニス・バラエティー・グラミニス
- ティー・グラミニス
- ブクシニア・ストリイフォルミス
- プセウドセルコスボラ・ウレイ
- ペロノスクレロスボラ・フィリピネシス
- マグナボルテ・オリゼ
- ラルストニア・ソラナセアルム・レース3及び次亜種2

13. 人に病原性を有する生物剤及び毒素 (4) 原生動物 (畜生虫を含む。) *
 病原性微生物の管理における対象

- 該当無し
- クリプトスポリジウム属バリエム (遺伝子型が1型又は2型であるものに限る。)
- 多包染虫
- 単包染虫
- 熱帯熱マラリア原虫
- 三日熱マラリア原虫
- 四日熱マラリア原虫
- 卵形マラリア原虫

14. 人に病原性を有する生物剤及び毒素 (5) 毒素その1 *
 病原性微生物・安全保障貿易管理(貨物等省令第2条の2第1項第三号)共通の対象のもの

- 該当無し
- アフラトキシン
- アプリン
- ウェルシュ菌毒素
- 黄色ブドウ球菌毒素 (腸管毒素, アルファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素)
- コノトキシン
- コレラ毒素
- 志賀毒素 (ペロ毒素)
- シアセトキシシルベノール毒素
- テトロドトキシン
- ビスカムアルBUMレクチン (ビスカミン)
- ボツリヌス毒素
- ボルケンシン
- ミクロシスチン
- モデシン
- HT-2トキシン
- T-2トキシン

15. 人に病原性を有する生物剤及び毒素 (5) 毒素その2 *

安全保障貿易管理(貨物等省令第2条の2第1項第三号)の対象のもの

- 該当無し
- ゴニオトキシソ
- ノヅユラソ
- パソトキシソ
- プレベトキシソ

16. 家畜に病原性を有する生物剤その1 *

病原性微生物・安全保障貿易管理(貨物等省令第2条の2第1項第一号)共通の対象のもの

- 該当無し
- 牛疫ウイルス
- 口蹄疫ウイルス
- アフリカ馬疫ウイルス
- 小反芻獣疫ウイルス
- 豚コレラウイルス (豚熱ウイルス)
- アフリカ豚コレラウイルス
- 高病原性鳥インフルエンザウイルス

17. 家畜に病原性を有する生物剤その2 *

病原性微生物・安全保障貿易管理(貨物等省令第2条の2第1項第二号)共通の対象のもの

- 該当無し
- 牛肺疫菌

18. 遺伝子を改変した生物・遺伝要素 *

該当ありの場合、設問19に詳細を記入してください。

- 該当なし
- 設問6または設問7のウイルスに関する遺伝子またはこれを翻訳した生産物
- 設問6、7、9、10、17に該当する遺伝子のうち、人、動物若しくは植物の健康に重大な危害をあたえるもの又は病原性を付与し若しくは増強できるもの
- 設問11の真菌の遺伝子を改変した生物・遺伝要素

19. 設問18で該当有る場合、詳細を記入ください。

回答を入力してください

送信

██████████ (要回答)病原微生物等保有状況調査について

2024年1月4日 16:12

返信先: ██████████
Cc: ██████████ ██████████
Bcc: ██████████

研究主任 各位

██████████ ██████████
██████████ ██████████
██████████ ██████████
██████████ ██████████

病原性微生物等の保有状況について (調査依頼)

文部科学省から例年同様に、病原性微生物等の管理・保管の徹底及び保有状況等に関する調査依頼が別添のとおりございました。

安全保障貿易の観点で管理が求められるウイルス等と病原性微生物の管理対象が重複していることから、本学では対象を拡張し調査を実施しているところです。

つきましては、貴科において病原性微生物等の保有の有無について報告ください。なお、当該病原性微生物等を保有されている場合には、厳重な保管・管理の徹底を引き続きお願い申し上げます。

記
依頼内容：
1) 令和5年度 病原性微生物等の保有状況調査
※保有のない場合も「該当なし」にチェックの上、必ず回答ください。
※医療目的で保有している場合も報告対象となります。

【回答はこちらから ⇒ <https://forms.office.com/██████████>】

2) 調査基準日 令和5年10月1日時点の状況

3) 回答期限：令和6年1月15日(月) 13時まで

ご多用のところ恐れ入りますが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

以 上

本件に関する問い合わせ先
██████████ ██████████

メール：██████████ 内線：██████████

0_依頼文.pdf
168K

ポイント：病原性微生物の管理・保管に関する保有状況調査と合わせて実施

ポイント：集計の作業効率化のため、フォームを用いて回収